

樸學の背景

井 上 進

はじめに	二七九頁	三 明末の士人	三二四頁
一 順治より康熙へ	二八〇頁	四 故明の遺老、大清の順民	三二七頁
二 雍正と乾隆	二九四頁		

はじめに

清代の學術はよく樸學と呼ばれる。樸學というのは學問の内容によるのではなく、その形式による名であるが、その様な形式を以て一代の學術を代表させうるほど、清代の學風は特徴的だったのである。當時の考據家たちはひたすらただ古書のうちのみに没頭し、個別のことについては詳細を極めた研究をしながら、それを理論化することはことさら避け、自らの感情や思想を決して直接には語ろうとしなかった。自由闊達とは對極に在るといってもよい、この一種獨特の學問は何によって生まれたのか。それは清朝の彈壓、統制によって生まれた、というのが通説であり、ことを學問の形式に限って言うならば、この通説は直ちに定説としてもよいだろう。だが所謂清朝の彈壓、統制とは結局のところ何に反對し、何を提倡するものであったのか。清代においても、正統イデオロギーの地位はやはり程朱によって占められていたが、しかし康熙後半年を除き、清朝は積極的に程朱、性理學を提倡したのであろうか。或いは程朱に違背した科を以て苛酷な處分を

受けた者がいるだろうか。また一口に彈壓、統制とは言っても、順治より乾隆に至る百五十年の間、それは決して一様に行なわれたわけではないのであるが、その間の變化消長は何を意味するのか。更にまた、彈壓、統制というのはそれを加える側の問題であるばかりでなく、それを加えられる側の問題でもあるはずだが、彈壓、統制されればなしの士人とは一體何であるのか。要するに、樸學形成の所以については、頗る基本的な諸問題さえ、なお解決されているとは言いがたいのである。

一 順治より康熙へ

清朝の士人統制で最初に着手されたのは學額の削減であった。明末には各學が歲科試ごとに六、七十名、或いは百名ほども進學させる¹⁾、という状態になっており、これはやはり放置できなかったのである。順治四年、清朝は早速に大學四十、中學二五、小學十二名という進學額數を定め、更に六年頃には府學撥入を強く抑制し、新制に對する拔道をふさいだ²⁾。四割ないしそれ以上にもなる學額の削減とは、見方によっては随分ときびしい處置とも言えよう。だが、これはまず當面の必要に應じての、ちょっとした調整というに過ぎなかつたのである。學額の問題につき、調整を越えた眞の彈壓が始まつたのは順治十五年、即ち江南士人を震撼させた科場案の翌年、であつた。この年には府學二十、大學十五、小學四、五名という新額が定められ、しかも入學は歲試の時のみ、科試については錄取せず、となつたのである。上海縣學の場合、入學者數は府學撥入を含めても三年で二十名、明末とは固より順治四年の定制と比較しても格段の差である³⁾。更に十八年には有名な奏銷案が起り、江南の紳衿は深刻な打撃を被つた。この年、蘇松諸郡における歲試受験者は二、三十人より六、七十人ほど、嘉定縣學の如き僅か數人というあり様で、明末から見れば十分の一以下、「江左の英俊は銷鑠してほとんど盡」きたのである⁴⁾。これ以後、康熙二年より五年の間、これらの地方における童試は停止も同然、「學子は意氣沮喪し、

甚しきは業を改「めるほどとなる。順治十五年より康熙初年におけるこうした状況は、社會にかかる負擔の均衡を回復するため、膨張しすぎた生員數を適當な水準まで削減する、などという生易しいものではなく、紳衿、わけても江南の士人が全體としてもつ力を、清朝が有無をいわきぬやり方で弱めようとした、ということを示している。實際、この時に削減されたのは學額のみではなく、順治十五年には「鄉會試額數を更定してその半ばを減」らす、ということも決定されているのである。もっとも會試中額が實際に減半されたのは康熙二年甲辰科からであり、鄉試解額についても或いは似た様なものであったかもしれない。だが明代中期以來ほぼ一定していた會試額數、三百より四百名ほど、はこの時點で大幅な削減の方針が示されたわけだし、また十五年には恩、拔、選貢を停止、康熙元年には副貢も停止、更に三年には歲貢まで停止、即ち貢生というものを無くしてしまつたのである。

下は童生から上は進士にまで及ぶこのきびしい抑壓政策は、確かに清朝の斷乎たる決意を示すものであつたらう。だがこれを長期にわたって續けることは、それが士人全體の切實な利害に關係するだけに、却つて得策ではなかつた。事實、それは十餘年を経て漸く緩和され始める。即ち康熙九年には中、小學額が微増し、また歲貢を復活、十一年には副貢も復活し、そして十二年には遂に歲科兩考の制また復活するのである。この十二年というのは削藩の命が下つた年、即ち六年より親政を開始していた康熙帝が、はっきり政策の轉換を打出した年である。但、この政策轉換によって引起された三藩の亂は士子にとつてもつらいもので、せつかく復活した歲科兩考をすぐは何の意味もないものとしたのであつた。というのも、三藩起事によって捐納の例が開かれ、實質的學額は大、中、小學各々四、三、二名ほどとなり、停試も同然の状態に陥つたからである。これが解決されるのは亂の鎮定成つた十八年、即ち博學鴻儒科が舉行され、明史館が開設された年であり、「ここに於て歲科兩試ことごとく復し、……後學も始めて進身の手がかりが得られる様になつた。」この時以後、情勢は明らかに實質的變化を見せ始め、福建のある縣では康熙十年より停止されていた廩生への廩銀給付が二四年に復活、また十七年より停止されていた膳夫銀の給付は一足早く二一年に復活している。廩生に對する給付の停止と復活が全國的

にどの様な情況であつたのか、その詳細は不明であるものの、この例を一地方だけの、特殊なものと考えerことは成立しえない。廩生への給付停止は十三年より後、江南でも實施されているし、二二年と二七年には「廩生貧士」への給付勵行が、中央の命令として全國に向けて出されているからである。そして二八年には遂に學額の増加が實現し、江浙の府、大、中、小學は各々二五、二十、十六、十二名となり、更に三五年には、解額についても江南二十名、浙江、湖廣、福建十七名等の増加が決定された。⁽¹⁰⁾ 康熙十二年に始まる右文化への動きは、この頃に至って漸く目に見える、實際の施策として定着したのである。

敢えて繁瑣を避けず學額の數字等を列擧したのは、これを見ることで清初の對士人政策がその大綱において了解されるからである。順治初年、清朝は中國支配を確立するのに追われ、當面必要とされる措置はいくらか取つたものの、系統的な士人對策はなお實施するに及ばなかつた。本格的統制が開始されるのは順治親政期からであり、これから康熙初年の輔政期までが最もきびしい彈壓の時代となる。もっとも全てが親政より始まるわけでは固よりなく、その預兆ともいふべき動きは五、六年頃からすでに現れていた。順治五年頃、明末風の經傳を無視した制藝がなお氾濫しているのに對し、清朝は選文諸家を處罰し、ために「己丑（六年）の會試では文風大いに變じ、義は必ず經に本づき、説は必ず傳を宗と」する様になつた、とある書は述べる。⁽¹¹⁾ 選文家の何人かを處罰したらすぐに「文風大いに變じ」た、とはとても信じうる話ではないが、ともかく五年頃、清朝は既に文體の問題を解決すべき課題としていたのである。また順治六年、江南では「今後は各人門を閉ざしておるべきで、これまでの様に聚會を以て得たりと考へてはならぬ」という學政の布告が出されており、選文以外の社事も夙に清朝の統制對象となつていた。⁽¹²⁾ そして順治八年、親政が開始されるやせきを切つた様に種々の禁令が出され、狀況の緊張は一氣に高まつたのである。まず八年には學政に對し、「取る所の生員の文字は純正典雅を主とし、詭譎なる者については本生は褫革、學臣は參處する」「生員は衆を聚めて社を結び、黨を作つて騒動を起したり、みだりに選文、臆稿を刻すことを許さない。犯す者があれば學政は失職を以て論ずる」等の條例が定められ、また「官長を罵詈

して肆まに無禮を行な」ったり、「みだりに衙門に出入し、……官員の賢否を議論」した生員は革退する規定が定められもする。九年になると順治臥碑の頒行、そして宋儒傳注恪守の命、理學政治と文業に有益な書以外の「瑣語淫詞」とりわけ「窗藝社稿」刊刻の禁止、書院創設と結黨の禁止、と取締りは更に強化される。⁽¹³⁾ これらの禁令は、一覽して即ちに明らかかな如く、すべて明末の士習、とりわけ黨社運動に焦點を合わせたものであった。まず文字の「詭謬」についてであるが、これは萬曆以來、國家が規制しようとして遂にかなわなかったものに他ならない。萬曆十五年、禮部は「弘治、正徳、嘉靖初年の中式文字は純正典雅であり、その尤も優れたものを選んで學宮に刊布し、趨向を知らしめるべきである」として『四書程文』を刊行したが、士子は「上指に遵わず、啓禎の間となれば文體は益々おかしなものとなり、……しほしほ詭異險僻の禁を重申」したにもかかわらず、遂に効果なく終つたのである。⁽¹⁴⁾ また宋儒傳注恪守の命であるが、これは實の所、萬曆三年の敕諭、即ち張居正の上疏を重申したもので、「講説は宋儒傳注を宗とし、作文は典實純正をよしとする」云々という一條を、殆どそっくりそのままに襲つてゐる。⁽¹⁵⁾ この様な明末における文體の「詭謬」をとりわけ甚しくしたものの、それが社稿であつた。順治十年、浙江學政張安茂の禁令はこう述べる。嘉隆以前は「文章の權が上に歸しており、故に風氣は一にして好尚は同じであつたのに、崇禎朝に至ると社稿が競いあう様に刊行され、人ごとに勝手な主張をする様になつた。……蓋し儒林の標準は禮部に自ずと頒行されている官本（萬曆『四書程文』）があり、諸生があれこれと衡量できるものではないのである」と。⁽¹⁶⁾ 士子が「上指に遵わず、勝手に「儒林の標準」を定めるといった情況を革め、「權が上に歸」する様にする、文體問題の實質はここに在つた。

明末の「詭謬」を明代中期以前の「純正典雅」にもどすという課題、この明末政權が解決しえなかつた難題は、清朝政權の力によって遂に解決された。明朝の對應は、少なくとも清朝のやり方と較べれば、實に手ぬるいものであつた。即ちかの張居正ですら、正統に遵わぬ奇異な文章は「たくみであつても錄取しない」というに止まつたのに對し、清朝は斷乎「本生は褻革、學政は參處」すると決めたのである。この決定が決して口先だけのものでないことは、順治九年の會試に

おいて早速、天下に示された。この年の會元程可則は「文理荒謬」として革退、主考以下の考官も降三級等の處分を受けたのである。¹⁷ これ以後も清朝はくり返し「文理荒謬」な者の降黜、「劣生」の褫革を要求し、十五、六年には教官、學政、考官への處分例を定め、また「異論を崇尚」する『四書大全辯』等若干種の毀板を命じ、更に康熙二年、教官、學政への處分を極端なまでに強化している。¹⁸ そもそも清朝がいかに士子統制に務めたかは、洪武と順治の兩臥碑を比較しても了解されることである。洪武臥碑十三條において、生員に對する規定は五條を占めるに過ぎず、しかもその内の一條は褒賞の規定であつた。一方、順治臥碑八條は全て生員に對する禁約であり、しかもそこには「立盟結社」及び「妄行刊刻」の禁という、全く新しい禁約が含まれているのである。¹⁹ 「わが朝の順治十二年乙未科、十五年戊戌科以後、天下は始めてまた朱注を尊崇」する様になつたのは、²⁰ 全くこの様な努力のおかげであつた。文體という一見迂遠な問題ですらかくの如きであれば、結社に對する禁壓はなおさら眞劍でなければならぬ。明末に隆盛を極めた書院講學や文社の活動は、まぎれもなく「上指」以外に「儒林の標準」を立て、地方では「官長を罵詈」したり「官員の賢否を議論」し、中央では皇帝以下の政權中樞を公然と批判したからである。順治十七年、江浙に今なお多く見られる結社訂盟は正に「朋黨の根」であり、これは何としても斷たねばならぬ、という上奏に對し、順治帝はこれを採納、「著して嚴に禁止を行なえ」という旨を降した。²¹ 實際のところ、この頃の文社は壞滅も同然の状態にあつたのであり、曾て嚴禁された「瑣語淫詞」と「窗藝社稿」の刊刻も、これから僅か三年後の康熙二年、即ち明史案の發生を見るなど彈壓がとりわけきびしかった時期、には「瑣語淫詞」の禁だけですむ様になつていた。²² だが文社そのものはともかく、文社に見られた様な水平方向の連絡は、これ以前も以後も、一貫して尤も警戒されたのである。

生員を主とする一般士人への統制を強め、それによって「朋黨の根」を斷とうと努力していた清朝は、順治十一年、遂に中央における「結黨營私」の代表者陳名夏の肅清を斷行した。南人陳名夏の肅清は固より馮詮を首とする北人の勝利であるが、それはつまり南人が身につけていた明末江南的士風が清朝に容認されなかつた、ということである。「朕が最近

處分した各官は南人が多いのであるが、それは全く事情を以て論じたのであって、地方を以て論じたのではない²³とは正當の論と謂うべきであろう。だが陳名夏が肅清された「事情」、即ち「結黨營私」とは端的に言つて何を指すのか。彼が「推薦した南人は甚だ多く、このために憎まれた」と當時のある人は言う²⁴。彼は一體どの様な南人を推薦したのか。陳名夏が薦めようとした人物の全體を一々知ることは今や不可能であるが、しかし諸書に散見する被薦者には確かに一つの共通點があつた。それらの人物、つまり李雯（上海）王光承（金山衛）閻爾梅（沛縣）吳偉業（太倉）過銘簞（平湖）徐世溥（新建）黃文且（孝感）、そして確實ではないが宋徵璧（原名存樞、青浦）黃國琦（新昌）王崇簡（宛平²⁵）、は全て曾ての復社、幾社同人であり、そして推薦を行なつた陳名夏自身も舊復社同人なのである。これは「結黨營私」そのものではないのか。勿論、陳名夏の肅清は複雑な政治過程の中で起つたことであり、舊黨人を多く薦擧して南黨を形成した、というこの一事だけが彼の罪状だつたわけではあるまい。しかし彼のこうした行爲は「賄賂と黨與は朝廷の首禁²⁶」なる國是に抵觸するものであり、それは恐らく彼の死刑を決定的なものとしたのである。この事件以後、清朝は殆ど病的なまでに「黨與」の發生を禁壓しようとした。十二年には「師生の陋習を除く」ため、殿試答案に閱卷官姓名を記すことを廢止、翌十三年にも考官を師とすることを禁止、更に十四年には内外大小各官及び一切の考官が師生の關係をもつことを禁止、また鄉會試は分房制を廢止して公閱公薦とし「永く朋黨の根を絶つ」ことを宣言²⁷。この分房制の廢止により曾ての房稿は京稿と改稱し、同房窗稿を集めた同門稿は禁止、また同年の姓名、字號等を彙録した序齒録も禁止、更に十八年には鄉會試錄まで停刊されるに至る²⁸。當時の清朝政權が科擧に對して懷いた猜疑はとどまる所を知らず、康熙二年には何と八股文の廢止という決定さえ下された²⁹。八股の廢止などというのは、道德、政事、文章の一致という傳統的理念の否定に等しく、それは戊戌の變法ですら實行できなかったことである。そんなことをすれば「この人心を安頓するすべを無くすことにならる」という批判が士人の間に生まれたのは、固より理の當然であらう³⁰。八股の廢止は明らかに行きすぎであり、故に四年には早くも舊に復する提案がなされ、七年には復活が決定される。また鄉會試錄の停刊等も、康熙親政の開始とともに漸

く常態に復するし、⁽³²⁾そもそも當然のことながら、士人がこれらの禁令をすなおに受け入れたわけでもなかった。順治十八年の會試において、ある合格者は馬鹿正直に禁令を守り、舊來から言えば房師に當る考官に挨拶しなかった所、この考官は大いに怒り、その罪を聲討せんとした、⁽³³⁾という。法令と現實の落差はこの時にもやはり存在していたのである。だがしかし、順治末年より康熙初年にみなざる緊張と恐怖の空氣が士人を震え上がらせ、時がもはや明末ではないことをこの上なくはっきり理解させたこと、これは疑いを容れぬ所であった。

康熙二年という年は八股が廢止されたり、劣生取締りが著しく強化されたり、或いは明史案が発生したりと、とにかく多事な年であった。明史案の如き大規模で殘酷を極めた逆案は、この時期なればこそ發生しえたのである。順治十年、ある逆案の處理に際して順治帝は、事件の擴大を務めて抑制し、主犯を即ちに處刑する以外、他の關係者は全て釋放、證據文件は焚燬せよ、と命じた。またまだ輔政期に在った康熙六年、ある御史はこう上奏している。近頃、奸民は何かといつとすぐ逆案を首告し、南方だと通海と曰わねば逆書と曰い、北方だと于七の賊黨と曰わねば逃人と曰う。こうした輩に對しては反坐の規定などを嚴格に適用すべきだ、と。この上奏は『實錄』に見えるもので、當然ながら裁可されているし、またその僅か六日前、後に顧炎武をまき込んで再發した啓禎詩案への最初の處分、即ち首告者を棄市するというもの、が決定されてもいる。⁽³⁴⁾順治八、九年頃より康熙十年頃まで、確かに逆案は頻發しているのであるが、しかし順治末康熙初年と⁽³⁵⁾いうのは明らかに特別な、恐怖が頂點に達した時期であった。順治十八年の奏銷案によって江南の「士氣は大いに阻喪し、もはや二度と振起しえぬ」状態となつたし、康熙二年の明史案は明の亡國に對する悲哀の情、裏返せば清朝の支配に對する消極的、情緒的な不滿の色彩すら許されぬものとしたのである。⁽³⁶⁾「世事ここに至つてなお敢えて口を開き、天下の事、天下の人を論じたりしようか。振返つて見れば、これまではやはりあれこれ無駄話をし、つまらぬことを書いたものと思われる」とは康熙二年における孫奇逢の言だが、⁽³⁷⁾士人をかく反省させることこそ、この時の彈壓が目指す所であった。例えば康熙二年の瑣語淫詞私刻の禁であるが、これは決しておざなりなものではなく、むしろ非常にきびしいものであった

に違いない。孫奇逢は「近頃、京報を見た所、刻書の禁が載っていた」と言い、翌年になつてもなお自らが關係した文字獄につき、それは「私刻の禁」を犯した故のものだ、と述べている。³⁶つまり法令上は瑣語淫詞の私刻を禁止するというものが、孫氏においてはあらゆる私刻の禁止と考えられているのである。これは誤解というよりむしろ正しい理解、少なくとも法令の意圖を正しく理解したものの、と言えるであろう。明末の様に民間が勝手に「天下の事、天下の人を論」じ、「上指」に従わない、という情況を徹底的に革めること、これが清朝の意志だったからである。

右に述べてきた統制、彈壓というのは否定の、負方向の政策である。清初の政權は單に否定するだけで、何ら積極的な肯定の政策をもちえなかつたのであろうか。そうでもない。清朝はまず懸命に否定したが、それが一段落した順治十二年になると、漸く肯定し、提倡することにも注意を向け始める。「朕惟うに帝王の治を敷くは文教をこれ先とし、臣子の君を致すは經術を本となす。……今、天下漸く定まり、朕まさに文教を興し、經術を崇び、以て太平を開かんとす」という上諭が十二年三月に頒發され、ここに順治的右文が始まったのである。³⁷「右文」というからには内版の刊行とか、遺書の採訪とか、文廟の修理とか、そういった施策がとられたのは當然のことだが、とりわけ内版の刊行は久しく停止されていたのが十二年になって突然復活、十二、三年の間に少なくとも十一種の書が集中して刊行されている。これらの内版は大半が御製、御注、御纂の書であり、それらによって清廷は「右文」の内容を天下に示そうとした、と言えるであろう。³⁸就中、右文宣言の出された十二年三月の御製序を冠する『御製人臣傲心錄』は、陳名夏肅清の後を承け、清朝から見なくてはべき君臣關係を提示したもので、時の政權が臣下に何を求めていたのかを極めてはつきりと説明している。八章からなるこの書の首章「植黨論」は言う。「臣たるの道はその類一でないが、……要するに黨を作らぬということより大なるはない。」だが人倫には朋友というものもあり、これもやはり否定しきれないのではないか。そうではない。君臣關係をもたぬ時はともかく、一旦君主に仕えたならば臣節が重く、「臣節を重んずればもはや交情は問題としえないのである」と。朋黨の否定こそは第一義、臣下にとつて朋友など問題にならぬ、という原則をまず定めた後、第二章以下では更に詳しく

人臣のあるべき姿を論じ、次の様に述べる。凡そ臣たる者は國家に有益という實を崇ぶべきで、名に務めてはならぬ。浮名を好めば東漢の李膺らの如く「徒らに善を善とし惡を惡」み、黨争という大害をもたらすからである。「徒らに善を善とし惡を惡」むとはどういうことか。それはつまり權力の意志以外に、それとは別の基準をもつということではないのか。とすれば、權力の意志は即ちに萬人の基準となりうるのか。その通り。「天地は無私を以てその至公を成し、人君はこれを奉じて天下を支配する。故にその喜怒は標準をはずれることなく、刑賞は必ず適當である。」しかるに人臣たるもの、私心を懷いてよいものか。そもそも上は常に至誠を以て下に接しようとしているのであり、臣下が君主に信じられぬとすれば、それは臣下の心が不誠であり偽であるからに他ならぬ³⁹。要するに、君主は至公であり、世界の中極であり、臣下は無條件且つ絶對的に君主に服従せねばならぬ、とこの書は主張しているのである。これは従來からの正統たる程朱を明らかに越えていよう。程朱において、現實の君主と天理は同一のものではなかったはずだからである。前に文體の問題をとりあげた際、この實質は「上指」に従うか否かだとし、程朱に遵うか否かであるとはしなかった。體制教學としての程朱は、清初の政權からともかく尊崇されはした。しかし順治帝はこの様にも言っている。「朕が觀るに宋明の亡國は悉く朋黨に由來している。當時の學者は程頤、蘇軾を聖賢としたが、程頤、蘇軾が黨でないなら、蜀黨、洛黨の名はどこから生まれてきたのか。……宋の亡國は實にここに兆しているのだ⁴⁰」と。朱子と並び稱される大賢伊川も、順治帝から見れば、亡國の遠因となつた黨人に他ならぬ。つまり體制教學を象徴するものとしての程朱は固より護持されるが、しかし道學者が自らの天理を基準としてあれこれ議論を發し、それによって權力の意志以外に、別に門戸を立てることは決して許されないのである。順治帝にとつてのあるべき臣下とはどの様なものか。自己の考えというものをもたず、ひたすら君主の願使に甘んずる僕妾、これである。輔臣の職掌にしても「詳慎に票擬するだけのことで、どうして獨自に建白することなどであるう。……もし公正のみを原則として黨援を絶つことができるなら、これまで通りただ上旨に遵つて票擬し、ささやかな能力を發揮するだけでも、即ちによく輔弼の道を盡した⁴¹」ことになる、と順治帝は言う。曾ての誇り高い士大夫、

宋學が本來理想とした様な大丈夫、それはもはや清初政權の理想像ではない。即ち、清初政權における體制教學とは、もはや教學とは言えない様な、全く身も蓋もないしろものだったのである。

ひたすら力で押す政策、それは確かに有効であった。だがこの様なやり方をずっと維持していくのは必ずしも理想的ではない。それだけでは政權に對する衷心からの、全面的な支持を獲得し難いし、また現に政權を支えている士人を直接的に、強く統制し續けるには、政權自身も絶えず緊張している必要があったからである。康熙輔政期までのきびしい彈壓によって、もはや積極的反抗はありえなくなつたと政權が判断した時、採られた政策は常識的な意味における右文、統制色を薄め、大がかりな編纂、出版事業をやり、程朱を鼓吹する、等であつた。輔政期以前、引きも切らずに出された種々の禁令は、親政が始まるやごくたまにしか重申されなくなり、逆案等も甚だ稀になつた。そして殿版の刊行。一體、今日では清朝の内版を一般に殿版と呼んでいるが、清朝独自の、見た目には頗る精美な殿版の形式は、康熙十二年、明經廠本『文獻通考』『性理大全』の修版に始まり、そして乾隆十二年までをその最盛期とするのである。もっとも修版ではない眞正の殿版第一部は康熙十六年刊『日講四書解義』とせねばならぬし、また三十年代までの刊刻數はなお寥々たるものではある。しかし康熙十二年の『性理大全』等修版を以て殿版の權輿となすということ、これは誠に象徴的であろう。康熙十二年といへば『通志堂經解』開彫の年でもあり、鋭敏な政治的感覚をもつ徐乾學は、この時早くも明代前半的な、正學の時代が來ることを預見していたのかもしれない。實際、康熙殿版を通じて言えることは、御選、御定の總集、類書、それと性理が多いということで、この様な書種には何やら明代前半の出版界を想わせるものがあるのである。また四十年代にならぬと殿版刊刻數が増加しないということであるが、これは恐らく「三藩を平定するのに用いた軍需は四十年に至つて始めて清算された」という財政事情によるもので、四十年代にならぬと右文政策が本格化せぬ、ということではない。三藩平定後しばらくは「何ごとにつけことを起こすのはよろしくなく、安靜にしておるべき」という方針をとつた清朝であるが、それでも宋儒の顯彰や遺書探訪の命など、正學鼓吹を主とする右文事業は比較的早くから、着々となされつつあつ

たのである。まず宋儒の顯彰であるが、康熙二十年代中頃、及び四十年代前半には周濂溪、二程、張橫渠、邵康節、朱子らに對し、その後裔に五經博士の職を授けるとか、祠堂に御書匾額を賜うとかいったことが頻りと行なわれ、更に五一年には、孔廟における朱子の席次を、先賢の列より十哲の位次に升すこととなった⁴⁶。また遺書採訪の命は二五年に出されたのであるが、これは必ずしも全くの具文ではなかったらしく、しかもその求める所が「心性を發明し政治を裨益」する「内聖外王の學」であったという點で、いかにも康熙的なのである⁴⁷。正學鼓吹は一般士人にとっても他人事ではなかった。康熙三六年、童試に課せられていた孝經論は小學論に代えられ、三九年には童試、そして鄉會試論題にも性理を併用となる。この年に頒發された「聖諭十六條」の「異端を黜け以て正學を崇ぶ」一款は、どうして仲々に眞劍なものだったわけである。もっとも童生に性理を課すというのは四五年に至って停止され、以前の如く小學のみとなるのであるが、しかし性理の提倡に變化があったわけでは固よりなく、五五年には鄉會試論題より「孝經を去り、専ら性理を用」いると決定されているのである⁴⁸。

かく正學鼓吹に務めることで、士子は蒸々として方に向う、はずであった。だが、それは見果てぬ夢のままに終わったのである。康熙十年代まで、程朱の人氣は不振を極めていた。康熙八年、「北京の書肆に濂洛諸書は絶えて無」かったし、十四年にも理學諸書を求めて「前門の諸坊を徧ねく尋ねたが無かった」という證言がある⁴⁹。この様な情況はその後も變らなかつたのであろうか。全く變らなかつたとは言えない。例えば陳夢雷に對する背信、「賣友」で有名な李光地の如き、本來は頗る折衷的見解の持主であったものが、「聖訓」に恪遵して遂には粹然たる醇儒になりおせている⁵⁰。李光地の様な「理學名臣」は、確かに上層士人の中から何人も出現した。しかし、一般士人に對する正學の浸透は一向に進まなかつたのである。「南方の學者は孝感（熊賜履）平湖（陸隴其）兩先生の提倡以來、専ら朱子を尊び異端を斥けることを第一義としたが、しかしこれに應ずる者の多くは場屋科擧の士で、八股を講釋する以外、他には何も知らなかつた」とは蓋し實情であつたらう。康熙帝がいかに醇儒の育成に務めたか、またその様な努力にもかかわらず、この事業が遂に思わしい成

果をあげえなかつたこと、これは王蘭生の閱歴が如實に示す所である。康熙三四年、王氏は十八歳で生員となるのだが、「當時は科擧ばかり重視され、程朱の學は進取に不利ということから眞劍に學ぶ者がおらず、いたとすれば迂と嘲笑された。その中で獨り李公（光地）は正學鼓吹にこれ務めていたが、ここに至つて公を見出し、すぐさま拔擢」した、と王氏の傳は言う。⁽⁵²⁾程朱の不人氣が「進取に不利」だからであるかどうかはともかく、一般に程朱を學ぶ者は迂腐であるとされる中、王蘭生は李光地に認められ生員となつた。その後、彼は李光地の推薦により内廷に行き、「性理精義」や『朱子全書』の編纂に従事し、康熙帝の覺えも目出たかつたのだが、しかし郷試にはどうしても合格しない。しびれを切らした康熙帝は五二年に至つて特に擧人を賜い、何とか王氏を引き立ててやろうとするが、今度は會試に合格しない。六十年の會試後、いらだちを隠しきれぬ康熙帝はこう叱責した。「讀書人で性理をすつかり讀む者は少ないが、王蘭生は甚だ精通しており、學問も優れる。何度も受験しながら合格しないのは文章が佳くないのか、それとも別に理由があるのか」と。かくして王蘭生はまたしても特に進士を賜わる一方、この會試を實質的に主つた副主考李紱は「職を革め、永定河工に發して力を效さしむ」となつた。⁽⁵³⁾康熙中年以來、一貫して程朱を提倡してきたにもかかわらず、康熙帝はその最晩年において「讀書人で性理をすつかり讀む者は少ない」と言わねばならなかつた。また上意の在る所は十分に明らかであつたにもかかわらず、王蘭生は遂に郷會試に合格できなかつた。彼の不合格がすべて何かの手違いであつた、などととても信じられぬ。「聖訓」にあくまで忠實な李光地やその弟子王蘭生は、官界において側目される存在だつたのではないか。一般の官僚にとつて、程朱の學は出世の道具たるに過ぎず、李光地らはいわばうまくやつた奴、ないしは阿諛順旨の徒だつたのではないか。康熙帝の提倡する正學は一般士人にも、そして大方の官僚にも、遂に定着しなかつたのである。

順治期と異なり、康熙親政期における正學鼓吹は眞劍なものであつた。だが言うまでもなく、それは眞に思索する道學者を輩出させようとしたものなどでは決してない。もし自ら考える學者が輩出すれば、彼らは自らの學問的眞理、即ち政權の意志とは必ずしも一致せぬもの、を主張し、それを原理として門戸を立てるに至るであらう。それは清初の政權が尤

も抑壓に務めた所のもの、明末の悪夢に他ならない。康熙帝が目指したのは程朱の學によって體制をイデオロギー的にも安定させること、體制の意志を自らの意志とし、「聖主」に忠誠を盡す「名臣」を輩出させることであつた。康熙帝は言う。「日用常行すべてこの理でないものはない。理學という名目ができてから互いに論争することとなつたが、……終日理學を講じていても行なう所の事がその言に全く背離しておるのであれば、その様なものを理學と謂えようか。口先で講學はしないが、行事はみな道理にびたりと合っている、これがつまり眞の理學なのだ」と。⁵⁴康熙的理學において、理氣心性に關する思辨的議論は重大事でないのみならず、積極的に不必要なものである。議論とは未解決の問題があるからこそ起るものであらう。だが程朱という「眞理」の言葉で代辯された體制の意志が呈示されている以上、それ以外にあれこれ「講」ずることは無駄話、ひいては國論の統一を防げる害悪ではないか。書籍の注釋などにしても、ことは全く同様である。聖賢の經傳、先儒の論著は「たとえ注解を加えずともその義おのずと明らかである。しかるに臆見を逞しうし、誰もが書を著し説を立てる」などもつての外と言わねばならぬ。⁵⁵必要なのは「眞理」の實踐である。「一體、道學において重要なのは必ず身體力行し、これを實事に現すことであり、ただ空言に託すことではない」と康熙帝は述べ、「頗る實行あ」る湯斌を江寧巡撫に任命した。⁵⁶「理學名臣」湯斌は必ずしも程朱一本槍の人物ではなかつたが、しかし「眞理」の實踐においては確かに見るべき點あつたのである。彼はその巡撫任内において「廣く義倉社學を立て、民を聚めて孝經、小學を講じ、毎月朔日には上諭、律令を宣讀し、かくて舊俗は一變した。公に講學を勧める者があつたが、公は『私は己が職分を盡すを知るのみであり、講學など知らない』と曰つて謝絶し、また公に書院を立てるよう請うと、公は『私は講學しないのに、どうして書院が必要であらう』と曰つた。」湯斌は「ただ功令に恪遵し、夙夜怠らず、……（巡撫到任以來）一載有餘、一度たりとも卿士大夫と書札を通ずることなく、ひたすら身體力行した。⁵⁷上諭、律令、功令に恪遵し、講學、書院、私書を斥けること、これこそが「公のみにして私を忘る」事君の道である。つまり康熙帝の臣下に對する要求は、順治帝の要求と何ら擇ぶ所なかつた。ただ異なつていたのは、後者が専ら外からの、力による強制を用いたのに對し、前

者は内からの、「眞理」による強制を目指した、という點に過ぎないのである。

康熙的右文は康熙一朝の閒しか續かなかつた。この政策にはそもそも無理があつたのである。康熙帝の期待する眞の「醇儒」、思想的には何らの創造性なく、しかもただ単に利祿のためではなく、衷心より權力の意志に忠實な道學者、その様な「名臣」が輩出し、且つ有効であるためには、どうしても廣く一般に、體制教學としての程朱が信じられていなければならぬ。つまりその様な情況を可能にする社會、明代前半的な社會が必要なのである。だがどの様な政治力を以てしても、社會を二百年前にもどすことは不可能であり、かくて康熙の理學提倡は失敗した。明代中期を去ること二百年の社會において、「理學名臣」たちがいくら「身體力行」に務めても、それであげうる成績はせいぜい「清廉」の評判をとることくらいで、康熙帝が要求した言行一致、即ち内聖と同時に外王でもあること、は決して實現しなかつた。「理學名臣」は康熙帝を失望させた。衛既齋は「ただ虛名に務め、妄りに道學を稱していたが、彼に實務を委ねてみると、何の役にも立たなかつた」し、張伯行にしてもその「才幹は操守に及ばず、確かに無能」であることが暴露され、遂には江蘇巡撫を免ぜられる。或いは湯斌。康熙帝があれほど期待した湯斌も、巡撫としては「何一つ行ないえなかつた」のである。⁵⁸康熙的右文政策の不成功は、康熙帝自身にも漸く明白となりつつあつた。ここに於て従來の「寬政」は搖らぎ始める。そもそも康熙の「寬政」は決して弛緩や放漫ではなかつた。歲科兩考が復活した康熙十八年には不正入試や別學撥入の取締りが決定され、二八年に學額増加が實現するや、翌年には劣生の黜革がきびしく實行されている。また三十年四月には私書を送つた科で徐乾學を革職、同年十一月には朋黨につき強い調子で警告を發した。更に四一年頒發の「御製訓飭士子文」には「朋類を招呼して社盟を作る」者は名教の罪人である、という一節が特に加えられている。⁵⁹固よりこうした措置は概ね一時的な、抑制された警告たるに止まり、それでこそ「寬政」なのであるが、しかしこの様な態度をとり續けることは益々困難となり、康熙五十年、遂にこれまでとは異質な、力の發動がなされる。即ちこの年十月に起つた江南科場案は、三十年代なら考えられない様な結果となつたのである。この一案は例によつて落第諸生の騒ぎに始まつたもので、關

節は無論あつたに違いないが、しかしその處理はどの様にすることも可能であつた。正考自らがこの騒ぎを報告したのも、大したことはないまい、少なくとも自分は罰俸、悪くて降級程度ですむだろう、と考えてのことに違いない。だが翌年六月に出た擬罪は正考革職、副考、同考が充軍、不正合格者は絞監候、秋後處決というもので、恐らく正考の預想を越える、頗るきびしいものであつた。しかもこの擬罪は發回され、「大學士九卿に著して詳看して會議し、繕摺して具奏せよ」となつたのである。題本ではなく奏摺を用いよという指示は、この事件の處理に特別の注意が拂われたことを意味しよう。そして半年後の五二年正月、副考は「順治丁酉科場の例に照らして斬立決」、同考も斬立決となる。⁽⁶⁰⁾ 政權中樞は十分に考えた末、順治丁酉科場案の亡靈を登場させた。この科場案發生の三日後に起り、そして五二年二月に結着を見た戴名世南山集案と併せ、⁽⁶¹⁾ この時の中央は明らかに順治的方向に揺れている。勿論、それはなお揺れに止まるもので、南山集案の場合で言えば、死刑になつたのは戴名世のみ、また五五年に起つた會試の不正問題にしても、結局はおかまいなしとなつて⁽⁶²⁾ いる。だがこの順治的方向への揺れは、康熙帝という人格が無くなると同時に、一氣に本格的な回歸現象となるのである。

二 雍正と乾隆

性理の提倡によって巨工を内面から統制し、大規模な編纂事業を行なつて右文の象を明らかにする、という康熙的「寛政」は、雍正帝の即位とともに終りを告げた。雍正政權の態度は、その發足當初より極めてはっきりしている。即ち雍正元年、本年癸卯科以後の鄉會試論題は性理を用いず、順治十六年の定例に復して孝經を用う、となつたし、また「朕が臨御の初め、未だ編修諸事はなく、また聖祖の様にうまく訓え導きえない」⁽⁶³⁾ ので、翰林各官は一部を除き、適宜内外各職任に轉出させることとなつたのである。⁽⁶⁴⁾ この外、元年には鄉會試墨卷の私選刊刻を禁じてもいるが、⁽⁶⁴⁾ この様な禁令は康熙九年に重申されて以來、久しく出されることのなかつたものである。「祖制」への回歸はまだまだ續く。二年には臣下に師

生關係をもつことを禁止、三年には「文會に假託し、社を結び黨を聚」めることを嚴禁、五年には州縣衙門に門簿を設け、生員の出入を逐一記録せよ、という順治八年の定例を貢監にも適用することとなる。この例は「貢監は學臣に監督させることになった」のだから、ということでは定められたものだが、そもそも門簿登記の例などというのが、それまで實行されていたとはとても信じ難く、これは要するに順治八年例の重申に他ならない。もっとも五年以後は本當に實行されたのかといえ、恐らくそんなことはないのだが、しかし雍正政權はその具文化を許そうとせず、十二年には改めて確實な實行を要求している。⁶⁶ 明季生員がまだ實際に生きており、黨社運動の餘燼も完全にはおさまっていない時代に在っては、これらの禁令、とりわけ「結社聚黨」や八股文私選の禁も必要なものであっただろう。つまり康熙初年までの彈壓は、確かに苛酷を極めたものであったが、しかしそれは現實に存在する、具體的な脅威に對するものだったと言えるのである。だが雍正中になって重申された順治時の禁令には、緊急の、具體的な對象はもはや存在しない。具對的な對象が無いということは、制限が無いということである。それは形なき者を相手にした預防措置であり、はっきりとした範圍や限度というものを決められない。康熙帝はその様な預防機能を理學に期待した。だが今や程朱による内からの統制は放棄せざるを得ない。ではどうするのか。この問題に對する雍正帝の回答は、あくまで力による、徹底的な外からの統制、というあまり藝のないものであった。だが藝があるうとなかろうと、雍正帝はとにかくこの路線を守り、五年には各學で毎月毎季に「定例通り嚴格に試験を行ない、もしわざと缺席する者がいれば、即ちに嚴罰に處し、三度缺席した者は上級に知らせて黜革せよ」と決定する。⁶⁶ 季考月課というこの雍正期独自の制度は、三年一度の歲試だけだった定期考査を毎月毎季にやるわけで、全く尋常のことではない。また六年には生員の不法行爲防止のため、五生互結の制を定め、更に生員の訴訟は必ず學官の承認印を要す、とも決めた。これらの措置によって「士子を嚴束する所以の者は至れり。士習を端し、人心を正すにこれを舍きては由るなきなり」という立派な評判をとったのも當然と言えよう。⁶⁷ ついで七年になると、教官に對し劣生取締りの嚴格な實行を要求、これにはもし劣生を放置していることが分れば革職にする、という規定も入っている。この年は

革生が本州縣境を越えることを禁止し、また諸生に律例の講習を義務づけもした。この律例講習の義務化というのは、季考月課の次日、教官をして律例を講解せしめるというものだが、勿論こんなことがあまねく行なわれるはずはない。第一、講解を擔當する教官自身、律例については講解してもらふ必要があったらう。だが上指に違ふことを決して許さぬ政權は、十三年に至って律例講解の實行をあくまで要求し、教官に對し何を講解したか、誰が聽講したかの報告を義務づけてゐる。⁽⁶⁸⁾十二年、雍正帝は罷考を禁じてこう述べた。「士氣が一たび驕れば士品は日々に劣惡となり、これは重大事である」と。⁽⁶⁹⁾外からの統制によって「士氣」の増長を防止するには、たとえ現實ばなれた所に至らうとも、取締りの手を休めるわけにはいかなかったのである。

雍正帝が「士氣」の抑壓に務めたのは、それが徹底した垂直支配を阻碍するからであつた。紳衿が野に在って、官僚が朝に在って、「上指」以外の勝手な主張を「清議」などと名づけ、あまつさえ公認された上下關係以外の連絡をもつ様になれば、それこそ祖宗の罪人となつてしまふであらう。雍正二年に頒發され、三年には各學において朔望に宣讀させることとなつた「御製朋黨論」⁽⁷⁰⁾とは、この父祖傳來の國是を宣揚し、發揮したものに他ならない。雍正帝は言う。「人臣たるもの義としてただ君あるを知るのみたるべきである。ただ君あるを知るのみであれば、その情は固く結ばれて解くことが出來ず、君と好惡を同じうすることができる。これをしも一徳一心にして上下交わる、というのである」と。君主の「好惡」を自らの好惡とし、人格を擧げて君主個人に没入せよ、とは雍正帝の一貫した主張であつた。「君の好惡を以て好惡としてこそ、誰もが惡を改めて善に遷ることを理解し、君臣が一心となる」とは元年の上諭。四年には「そもそも同じく固く結ばれた心なのである。これを君主に用うれば忠となり、朋友に用うれば黨となる」という上諭もある。⁽⁷¹⁾君主の好惡とは「至公」を追求するものであり、そこに問題が生ずるとすれば、それは臣下が「私心に溺れ、朋黨を樹て、各人が自分の好惡に徇つて是非の基準と」し、主聽を惑わせるからに他ならぬ。つまり惡の原因は全て臣下にあり、君主の方は至公、至善なのである。君主の賞罰は皆天命、天討を奉じて行なうもの、臣下が罪せられるとすれば、それは全て臣下のせ

いである、という上諭あるは固より當然の歸結であらう。人倫は確かに一ではない。しかし「今すでに朝に登り官となつたのであれば、君臣が公義であり朋友は私情である。人臣はまさに公を以て私を滅すべく、どうして僅かでも私情を顧慮して公義に違えよう。且つ君親の並び重きを以てしても、官界に出て君主に仕えればその身を君主に捧げたのであり、もはや父母のものとはなしえない。沉んや朋友をや。」君臣こそは人倫の究極、「父子と比較してもとりわけ重」く、直ちに「天良」とさえ言えるのである。「旨を奉じて（湖南觀風整俗使）臣李徽が衙門に發到して聽用せしめられたるの人」、雍正九年には「假に請いて家に歸り田産を置」きさえした「彌天重犯」曾靜が、雍正帝の議論を見て「一字一句すべて古來聖賢の未だ發せざる所を發」したものと、言っているのはまさにその通りであらう。固より、こうして議論の全てが雍正帝獨到の見解であるわけではない。君主こそが絶對、とは「御製人臣傲心録」の主張する所でもあつたではないか。實際「傲心録」は雍正帝より特別の重視を受け、六年には千本を印刷せしめ、上級官僚に下賜しているのである。とはいへ、雍正帝はただ「傲心録」を襲っただけではない。「傲心録」では君臣を朋友と比較し、前者の優位を説くだけであつた。ところが今や君臣は「父子と比較してもとりわけ重」い、となつたのである。君臣の一倫は「天命の自然に本づき、物として有らざるはなく、時として在らざるはなく、古今を通じ、四海に徧ねくしていささかの相異もない」もの、と曾靜は言う。この「君臣天合」ともいふべき主張は勿論、雍正帝の承認する所となつたし、雍正帝自らもこの觀點よりこう述べらる。「我を撫しめば則ち后、我を虐ぐれば則ち仇」（泰誓）という語は正論ではない。……君がたとえその民を撫しまぬとしても、民はその后を戴かなくてはならぬ」と。かくて順治、康熙二帝によって三代以後では最高の名君とされた洪武帝も、雍正的君主絶對論からすれば「元末の奸民を以て事を起」した者となる。雍正帝の議論は程朱を越え、更には父祖をも越えるもの、確かに頗る獨特なものであつた。

君臣關係について獨特の論を提示すること、はっきり言えば體制の意志をむきだしにすること、は今の場合さほど難しくなかつた。だが問題はこれをどう現實化するか、である。雍正帝は垂直支配の徹底を目指し、地方政治における紳衿の

發言力を弱めようとした。生監らによる地方衙門への公呈は禁止されたし、⁽⁷⁷⁾また既に見た如く、生監が衙門に出入する際の門簿登記も重申された。もっともこうした施策は康熙親政期にもなかったわけではなく、康熙五二年には「上下貴賤の體」を保持すべく、百姓による地方官保留の禁が出されているし、また少なくとも江南では、康熙二九年に郷紳と現任官接見の禁が出て⁽⁷⁸⁾いる。だが康熙時の抑壓政策が紳衿に對してどれほどの打撃を與え得たのか、それは頗る疑問であるのに對し、雍正時のそれは「雍正間、邑（無錫）の舊族はみなつぶされてしまった⁽⁷⁹⁾」という證言から見て、仲々きびしいものであったに相違ない。更に雍正帝は情報制限にも務めた。由らしむべく知らしむべからざるは獨り民のみではなく、一般臣工もまたあまり多くを知ってはならないのである。早くも康熙五六年、康熙帝は奏摺を刊刻したりする者あるを指斥したが、しかしなお特別の措置をとった様にはない。だが康熙六一年、雍正帝が即位するや即ちに康熙帝の硃批諭旨はすべて回收、雍正自身の硃批諭旨も次の上奏の際に封進せよ、となった。翌元年には「塘報、小抄、晚帖」といった非公式の新聞を禁止、とりわけ皇帝の言動を探って報道する「小抄」は、四年に至ってその發行者を死刑に處し、「これ以後、小抄は永絶した。」⁽⁸⁰⁾また三年には則例等の政書も、政府が公式に頒行する以外、民間で勝手に刊刻してはならぬ、と命じられる。⁽⁸¹⁾こうした措置は固よりそれなりの役割を果たしたであろう。だがこんなことで問題が片づくはずはない。雍正帝は官僚たちを何とか意のままにしようと試みた。「科甲出身の人は公正を堅持して國恩に報いようとせず、お互い一緒にあって植黨營私の習いにはし⁽⁸²⁾り、どんな悪事もなさざることがない。官僚たるもの「務めて科甲の習氣をきれいさっぱりと無くし、あれやこれやの虚文を棄て、そうしてこそ始めて政治を行なうことができるのであり、科目をえこひいきし、紳衿に對して姑息な態度をとるといふ缺點をもたず⁽⁸³⁾にす」むであろう。「同年や友人の夤緣請託、音問書札」などはもつての外である。⁽⁸⁴⁾雍正帝は官僚に對し、口をすっぱくして教訓した。だが教訓された官僚の方とは言え、⁽⁸⁵⁾「これからはひたすら聖訓に凜遵し、公のみにして私を忘れ、あらゆる交際往來をすべて永久にやめます」などと言いつつ始末で、雍正帝を益々いらだたせるのであった。⁽⁸⁶⁾

煮ても焼いても食えぬ官僚たち、とりわけ科甲の輩は何とかせねばならぬ。ではどうするか。天子が直接科擧に介入し、天子の門生たることを十分に認識させるといふのはどうか。雍正元年恩科の場合、定額は百八十名であったが、放榜後に改めて落卷を検べさせた結果、合格者は凡て二四六名となった。つまり六六名は天子が直接に進士としたわけである。二年甲辰科では九名、更に特賜進士一名、八年庚申科では一名、十一年癸丑科では六名がやはり同様にして進士となることを認められた。⁸⁵だが元年恩科の場合とはかく、二年甲辰科以後の様なことでは、實質的な意味は殆どない。考官に對する不信表明とも言うべき元年のやり方は、官僚たちからは甚だ不評判であつたに違ひなく、またひいては會試自體の權威を傷つけよう。それに二度の閱卷では手閒も大變である。第一、追加合格者が本當に天子を座師とするかと言へば、恐らくそんなことはなく、やはり再度閱卷の任に當る會試考官を師とするに違ひない。かくて科擧に對する天子の直接介入は、そのまま尻すばみに終わつた。では「浮華を斥けて實用に資する」ため「廣く録用の途を開く」といふのはどうか。

「鄉會廷試……の去取はただ文藝に馮るだけで、その人品の高下、才能の優劣は知りようがない」から、内外諸臣に然るべき人材を擧げさせ、「部に送つて引見せしめ、朕が親しく考試を加え、適宜擢用」することに雍正帝は務めた。⁸⁶偶ま保擧に關する記録の殘る武進縣について言うと、康熙以前に保擧された者はおらず、乾隆六十年間に擧げられた者は六名であつた。ところが雍正十三年間の被擧者は十九名、率にして乾隆の約十五倍である。⁸⁷雍正中、保擧は確かに異例の熱意をもつて實行された。だがにもかかわらず、それは結局のところ成功しなかつたのである。朕は即位以來、有能な人物の録用に務めてきた。だが「如何せん賢良方正を擧げさせても各省で擧げてくる者は寥々たるものであつた。……蓋し言は心の聲、人の文章は先に學問を積み修業に務めて成るもの、なおあらまははその人の蘊蓄を知りうるのである。……朕が人を用うるの道は決して科甲一途に限つたわけではなく、あれこれと手を盡して拔擢に務め、……苦心すること一とおりではない。だがこの事は甚だ難しいのだ。⁸⁸」被薦者が少ないから實行が難しい、といふのは無論、眞實ではないが、それは姑く置くとして、前には「ただ文藝に馮るだけ」では人物を知りえない、と言つていたのに、ここでは文章によつて「あ

らましはその人の蘊蓄を知りうる」と言っていること、これは注意するに足る。雍正帝は順治末康熙初の政權と同様、科擧を不信の目で見、「文藝」の廢止こそしなかったが、明末の反朋黨派と同じく、保擧によって科擧に對抗しようとした。だが文章によって人の道德能力を測り、道德能力によって官僚を登用する、という科擧制度を否定することは不可能である。雍正五年、生員に對する統制強化の一環として始まった季考月課は「ただ文藝を試みるだけで策論には及ばな」かつたのであるが、翌六年、これでは「恐らく士子は専ら文詞のみを尙んで實學に務めず、政治事務において殊に裨益ない」であろうから、策論の試験も義務づける、となった。更に七年の律例講解であるが、これは「律例内の刑名錢穀各條には何でも全て備っており、これこそは政に蒞み民に臨む際の要務、士子がとりわけ奉じて章程となすべ」きものであるが故のことであつた。⁹⁰雍正帝において、少なくともこの様に述べている時の雍正帝において、經義は「實學」ではない。だが策論なり律例なりは經義に代る眞の「實學」となりうるのか。もしなりうるとすれば、それは聖人の教え、經書と道德以外に政治の原則を認めることである。その様な變換は革命的なものであり、舊來の秩序によって立つ王朝が自らを否定するに等しい。雍正帝の苦心は確かに一とおりのものではなかったが、しかし「この事は甚だ難し」かつたのである。

康熙中、少なくとも表面的には、原理と現實は一致していた。康熙帝は程朱という安定した體制教學を散々苦心して何とか護持し抜いた。だが雍正帝はどうか。彼は康熙中にたまたまっていた政治の膿を出すことに務めた。具體的政策の上で、それは恐らく一定の成功を収めたであろう。だが康熙的「寬政」の膿は、必ずしも政治の放漫によって生じたのではない。それは何とか原理と現實を一致させようとして無理を重ねたが故に、現實における不都合には出来る限り眼をつぶったが故に、生じたものである。雍正帝は現實を重視し、不都合を容赦なく排除した。だがそれによって政權が據って立つべき原理、體制教學は却つて不安定となったのである。このことを端的に示すのが雍正殿版の書種である。清朝内版書は廣く四部に涉っているが、しかし雍正殿版には異常とも言える點がある。即ちその内に御選、御録を含む佛書が頗る多く、全體で言つても三分の一、十一年以後刊行の十種で言えば、實に『聖祖文集四集』一種を除き、全く佛書のみを刊行してい

る、ということである。朝廷が佛藏道藏を刊行すること、或いは皇帝個人が佛道に凝り、僧侶や道士を近づけること、これは別に異常なことではない。だが少なくとも明清兩朝において、御選の語録などを内版としていくつも刊行した例はなかった。もっとも祖父順治帝が順治十五年に刊行した『楞嚴經彙解』を前例とする、と言え言えなくもない。だがそれにしても僅か一種、しかも天子自らの編輯ではないのである。また雍正帝は國師文覺なる僧を甚だ倚重し、彼は年羹堯や阿其那らの肅清にも關係したらしい、という。この話がどの程度信頼しうるものか、その判断は難しいが、しかし雍正帝が「深く禪旨に通じ、つとめて宗風を闡」いたことは間違いない、文覺が「日々宸扆に侍り、密勿に參」じたことも、少なくとも前一句は、ほぼ信じうるであろう。⁶¹雍正帝は康熙帝がそうであった様な正統的「聖人」ではなかった。それは事實においてそうでなかったというだけでなく、その様に装うことにもさして積極的ではなかったのである。雍正的統治は實の所かなり危ういものであった。雍正帝は異常ともいえる精勵ぶりで名高いが、それは言わば必然のこと、その様な精勵は政權が緊張を維持していく上でどうしても必要なものだったのである。

雍正的統治の繼續は單に困難であるというばかりでなく、また危険なことでもあった。それは政權を支えるべき士人をあまりに強く、また直接的に束縛するものであり、鬱積する士人の不滿をこれ以上増大させれば、政權の基盤を危うくするおそれさえあったからである。かくて新たに登場した乾隆政權がまずやったことは、雍正時の諸例を停止し、政策の方角をほぼ康熙時のそれにもどす、ということであった。まず考試題目について言えば、乾隆元年には鄉會試論題を孝經と性理の併用とし、また雍正十二年以來孝經論のみとなっていた童試の論題も、小學孝經併用となった。この併用というのは、父の道をすぐには改めないでおくための折衷策であるが、實際に出される論題はほぼ性理のみとなつたらしく、この時に論題は「仍お性理に復」したと記す書もあるし、後年には官書においても、専ら性理のみを論題としている。童試の小學孝經併用についても同様で、乾隆八年には正式に小學のみとなり、更に三一年には童試における小學論の重視を特に申べたのであった。⁶²元年にはまた『御製日知薈說』の刊行があり、更に康熙御纂諸經や『朱子全書』『性理精義』などを各

省の書賈に印刷販賣させ、その通行をはかってもいる。これらの書の印刷販賣を書賈に許したのは、従前の様にことを官にまかせていると、殆ど普及の實があらぬためで、三年にも改めて康熙「御纂經史諸書」の普及を指示するなど、この時の乾隆帝はかなり本氣だったのである。⁹⁶ 實際、元年には「通鑑綱目」を鄉會試の策題に加えよ、と奏請する臣下が出現するほど、正學提倡への回歸現象は著しいものであった。この奏請にしても、それ自體はさすがに認められなかったが、しかし今後は對策の中で必ず詳しく「綱目」を引用せよ、となったし、九年には月課において「綱目」を講解せよ、と命ぜられていたのである。⁹⁷ 程朱こそは正學、「これに循えば君子であり、これに悖れば小人、國家を統治する場合でもこれに由れば治まり、これに違えば亂れる。……考據は固より廢しえないが、しかし經術の精微は必ず宋儒の説を參考して闡發する」のであり、義理において程朱に違背することは許されない。ただ講學の人には誠と偽の二種があり、「道德性命の説に托し、世を欺き名を盜み、漸く門戸を標榜するの害を啓」くのは斷然不可である。しかし同時に、偽講學者に懲りるあまり「遂に理學を事とせざるに置」いてはならない、と乾隆帝は述べる。⁹⁸ この上諭は五年、即ち正學提倡期に頒發されたものであるが、しかし乾隆一朝を通じての原則と謂ってもさほど誤りではない。乾隆初期に提倡されたのは康熙帝が鼓吹したのと同じ「誠」なる、眞の理學であつて、「門戸を標榜する」偽學ではなかつた。そしてその様な眞の理學は、乾隆期を通じてあくまで護持されたのである。漢宋ともに偏袒せずという顔をしながら、往々にして「宋儒」「講學家」を嘲笑した紀昀が、義理においては「當然宋學を主とすべき」であり、論孟『集注』の如き斷じて漢儒の及ぶ所に非ず、と言っているのは、⁹⁹ 何ら意外ではない。第一、その「宋儒」嘲笑にしても、實は「聖訓」に凜遵したものである。「洛閩諸儒は孔子の道德なくして同じ様に生徒を招聚し、……門戸こもごも争い、遂には次第に朋黨となり、國もそれにつれて亡びてしまった。東林諸儒は覆轍を鑑みず、また虛名に務めて實禍を受けたのである」と紀昀は言うが、これは要するに「門戸を標榜する」偽學への攻撃であつて、體制教學としての程朱を攻撃したものではない。但、乾隆初年と中年以後では力點の置き方に違いがあつたこと、これは確かであろう。つまり、中年以後には「誠」なる理學の提倡をあきらめた

結果、むしろ理學を遠ざけたのに對し、初年ではなお祖父に倣って積極的な正學鼓吹を行なおうとしていたのである。

理學の提倡とは要するに内からの統制を目指すことである。雍正帝が用いた極端に露骨な、力ずくの統制策はかくて次々と廢止された。乾隆元年、革生越境の禁、五生互保の例、生員の訴訟に學官の承認印を求める例はすべて停止。またこの年には『欽定四書文』を頒行するとともに、八股文私選刊刻の禁を撤廢してもいる。更に州縣衙門における門簿登記の例は、二十年に至って「實に具文に屬」すという事で刪裁。雍正中ですらどれほど實行されていたのか甚だ怪しいこの例など、恐らく雍正の終りとともに全くの具文となっていたのであろう。更にまた季考月課の例だが、元年には三次不到で詳革を一年に延長、そして九年に『綱目』講解等の指示をした後、遂に何らの言及もされなくなる。即ちこの例は乾隆元年より具文化し始め、十年代に至って事實上放棄されたのである。律例の講解に至っては最初から論外で、乾隆帝即位以來、このことが問題にされたことは一度もない。⁹⁸雍正の否定という點では、會試中額にも觸れておく必要がある。康熙親政期の「寬政」と雍正期の統制ぶりから推測すれば、會試中額は前者が多く後者が少ない様にも思われるのであるが、事實はその逆で、康熙時の一科平均中額は二百名に満たぬ一方、雍正時には三百名、一・五倍を合格させているのである。科甲に不信を懷きつつも、雍正帝は自らが與えうる數少ない餉として、會試額を意圖的に廣げていた。雍正七年、曲阜に慶雲が出たといつては本年各省鄉試解額を一割増やし、翌八年の會試額を四百名とせよ、と命じているのはその典型例である。⁹⁹これが乾隆期になると、十年乙丑科までの五科は雍正期の額數をそのまま用いているが、十三年戊辰科以後は遞減し、全體の平均でも毎科二百名足らず、十三年戊辰科以降の平均では毎科百七十名餘となっている。乾隆初年の數字は、政策一般が緩和に向う中で、恐らく舊に照らしてそのまま繼續されただけのこと、さほどの意味はあるまい。結局、康熙至乾隆間の會試額數は、他に與えるものが殆どない時のみ増大し、間接的統制策をとっている時には減少している、と考えられるのである。なお順治時の額數は雍正時より更に多いが、これは雍正の人心收攬策であると同時に、實際に大量の官僚を急いで必要としたこと、及び明末の影響がなお強く残っていたこと、が關係していよう。

乾隆期の士人統制策は雍正期と異なり、間接的なものであった。乾隆初年、それはまず理學の提倡という形で實施された。だが正學鼓吹はやはりうまくいかなかったのである。康熙帝が數十年の時間をかけ、あれほどの努力をしてなお失敗したものを、もう一度やってみてもうまくいくはずがない。康熙五十七年に生まれ乾隆四九年に卒した程晋芳は「この四十年來（陽明ばかりでなく）程朱の學脈もまた繼承する者が無くなってしまった」と嘆いたが、人心古えならざるは已に一日のことではなく、今さらいくら嘆こうと、もはやどうにもならなかったのである。一體、乾隆帝が提倡したのは「誠」なる道學であり、「上指」以外に眞理を求めようとする僞學ではなかった。手足だけは人一倍よく動くが、頭はどこかに置き忘れてきた様な人物になること、そんなことをこの時代の誰が望むであろう。かくて乾隆十年頃から、理學提倡の命は急速に影をひそめた。それにそもそも、乾隆の右文政策には最初から康熙のそれとは異なる所があったのである。乾隆一朝を通じ、殿版書は百種以上も出されたが、この中で性理、程朱の書といえ僅かに十三年刊『古香齋袖珍版書十種』中の『朱子全書』一種のみ、この外強いて擧げるとすれば元年刊の『日知薈說』、めぼしい者はこれくらいしかない。一方、『十三經注疏』と全史が刊行されたのは四年、また十三年には三通と『明史』も刊行されている。當時に在って、苟しくも右文の盛を誇り、學者の心をとらえようとすれば、もはや性理、程朱では殆ど何らの效果も期待できず、どうしても「經史の實學」、古注疏や正史を刊行せねばならなかった。現實について「議論」し、「門戸を標榜」する朋黨の習いさえ助長しなければ、正學鼓吹を放棄して「經史の實學」を認め、更にはこれを獎勵することも十分に考えうる選擇、というより唯一可能な選擇であろう。かくて早くも元年、乾隆帝は士子に多經兼通を勧め、四年には五經に通ずる童生の優遇を命じ、九年には五經以外、周禮、儀禮に通ずる童生は即ちに錄取せよ、と言っている。五經に通ずる童生の優遇というのは、康熙中にも言われたことがあるが、しかし康熙五四年には、鄉會試五經中式の例など「甚だ無益に屬」す故に停止となつたのである。⁽¹⁰⁾童生に周禮、儀禮の兼通を勧めるなど實際「甚だ無益に屬」すことであるが、ともかくここに康熙的右文と異質なものがあることは明らかであろう。

こうした乾隆的右文政策は、三十年代末からその全盛期を迎える。三七年に出された遺書採訪の上諭は、従前のものと二重の意味で異なっていた。第一には言うまでもなく、この上諭から四庫全書編纂が始まったということ、つまり何度もの督促の末、實際に大規模な採訪活動が行なわれた、ということ。そして第二には、この時の採訪が「性學治法を闡明」する書だけでなく、「傳注を發揮し、典章を攷覈し、また旁ら九流百家に及」ぶ者までをその對象としていた、ということである。康熙二五年の遺書採訪は「内聖外王の學」のみを對象とし、その他の「異論駁説は概して収録するを准さず」というものであった。また乾隆六年の遺書採訪は「元明諸儒および國朝の儒臣」で「性理を闡明し、正學に潛心」した者の著述を對象としていた。⁽¹⁰²⁾だがこの時の採訪は經史の考證や「九流百家」をもその對象としたのである。正學を提倡しようという態度はもはや形式的にも消滅し、五二年には性理論を廢止、代って五經全題を課すことが決定された。士子をして「經學に潛心」し、「旁通博涉」たらしめることこそが「敦く實學を崇ぶの道」なのである。⁽¹⁰³⁾だがこれは何と云っても原理と現實の乖離であろう。體制教學としての程朱は一般士人にとって何の魅力もないものであったが故に、乾隆的右文の表面から姿を消した。だが程朱という原理を眞に放棄してしまうことは不可能である。乾隆政權の代辯人紀昀は「宋儒」を嘲笑した。だが彼はこういう話も書きのこしている。ある婦人は姑とあまりうまくいかず、その夫に向ってひそかに内心の不満をもらし、涙をこぼした。とはいえ、夫の方こそ母と言いつ争うこともあったが、婦人は一貫して姑に従順だったのである。ところがある日、この夫婦は雷に打たれ、妻は死に夫は重傷を負った。紀曉嵐先生は謂う。これは當然のことである。律は主謀を重しとするのであり、それは幽明いずれにおいても同じことだ、と。⁽¹⁰⁴⁾この寓話は理學的嚴格主義が乾隆政權においても決して消滅したわけではないこと、それは程朱の言葉で堂々語られなくなっただけで、實質的にはそっくりそのまま保持されていた、ということを示している。「上指」を絶對とし、これに對する無條件の服従を要求することは、順治以來の一貫した國是であった。乾隆中年以後の政權においても、無論この國是は守られねばならない。だがどうやって守るのか。天罰を下す雷によってである。文字獄というこの雷は、不意に、極めて殘酷に、そして往々さし

たる理由もなく、多くの人に當つたのであつた。

乾隆の文字獄は、もはや無効たるものが完全に明らかとなつた程朱に代り、士人統制の主役を擔うこととなつた。よく知られていることであるが、乾隆の文字獄は初年から一貫して淫威を逞しうしたのではなく、三、四十年代に至つて、特に四十年代において、猖獗を極める様になつたのである。それは恰も正學鼓吹が放棄され、乾隆的右文が隆盛に向うにつれて増加し、四庫全書編纂期において、つまり右文の頂點において、最も多發した。前に乾隆期の士人統制策は間接的なものである、と述べた。正學鼓吹は確かに間接的な統制策と言えよう。だが文字獄がどうして間接的なのか。乾隆期の、特に三、四十年代の文字獄には従前の文字獄と異なる點があつた。従前の文字獄は概ね著書の内容や著者の學問、反清的態度が問題となつたのであり、處罰されたのも大抵はれっきとした讀書人である。例えば康熙輔政期に起きた明史案は、なお反清的心情をもつ士人が頗る存在する時代に、南明の年號を用いるという重大な禁忌を犯したため摘發された。順治より康熙初年の文字獄は、その規模や處分内容において様々であるとはいへ、大體は明史案と同じ様な、眞に「逆案」の嫌疑をかけられたものばかりである。また雍正文字獄として有名な曾靜、呂留良案の場合は、實のところ逆案とは言えても文字獄とはいにくいのであるが、ともかくそれは清朝支配の正統性という、極度に重大な問題を焦點とする大獄であつた。この外、雍正期の文字獄はまだいくつかあり、それらの中には政争がらみではない、或いは政争が主たる原因ではない、眞に文字によって罪を得たらしいものもあるが、孰れにせよ處罰されたのはほぼ堂々たる官僚、讀書人ばかりである。ところが乾隆の文字獄は、夙に魯迅が指摘する如く、殆ど全て政争とも思想内容とも積極的關係なく、また往々極刑を以て罰せられた「逆犯」たちも、その大半は「愚民劣生」だつたのである。魯迅がこの間の事情を説明するのに用いた例は、「逆書」ではなくその言動が處罰の對象となつた事件であるが、他の事件における「逆書」にしても、反清や異端といった危険思想とはおよそ無縁のものばかりである。乾隆十八年、金谿縣生員劉震宇はその著『佐理萬世治平新策』を以て「國家の定制を訾議」し、斬決に處せられたのであるが、その「逆書」は曾て撫州知府、江西巡撫へ呈送し、何とぞ

進呈を、と請うたものであった。十八年に彼が逮捕されたのも、この年または翌年も署理湖南巡撫范時綬へ呈送し、進呈を懇請したためである。七十歳の三家村學究劉震宇は、ただ「聖明を感頌」したのみであって、これが「逆書」とされることなど想像すらできなかったに違いない。第一、以前江西巡撫塞楞額に呈送した際には、塞楞額より「批示嘉獎」せられていたのである。またこの「逆犯」を逮捕した范時綬にしても、その罪はせいぜい生員資格剝奪の上、原籍に禁錮、というほどのものと考えられた。だが「大義」の観点から下った聖斷では、「妄りに議論を生」じた劉震宇は掛値なしの「逆徒」であり、「即ちに處斬を行なえ」となったのである。⁽¹⁰⁶⁾

乾隆期の「逆書」とは、以前であれば殆ど問題にならぬ様なものばかりであった。乾隆二六年、「まさに呂留良の例を引きて嚴辦すべし」という硃批を頂戴した「逆書」、沛縣監生閻大鏞撰『俱俱集』の場合、その中には確かに「官吏を譏刺」した部分があった。乾隆五年に纂修された『沛縣志』に節を守った閻大鏞の母が載入されず、その「記載不公」を憤ったからである。この文章はやがて沛縣知縣李棠の知る所となり、李棠は彼を呼びつけて訓飭し、また彼の詩文書板を銷燬させた。乾隆初年の常識で言えば、この様にするだけでも十分きびしい處分だったのである。だが二六年の中央はそう考えなかった。「たとえ縣志を刺した『誌記』の一文を訊べただけでも、該犯は自ら横議を干しており、その情は十分惡むべき」ものだ、と乾隆帝は言う。⁽¹⁰⁷⁾上を刺る横しまな議論、それは「呂留良の例を引」くに値する大罪だったのである。十年代の劉震宇や二十年代の閻大鏞は、三、四十年代に至って大量に出現する「逆犯」の雛形であった。正學鼓吹の放棄によって生じた士人統制の空白をどう埋めるか、十、二十年代の乾隆政權は考えた。そして考え出されたのが「桑を指して槐を罵る」とでも言うべき方法である。「妄りに議論を生」じたり「自ら横議を干し」、清朝の追求した垂直支配に不利益をもたらすのは士人である。だが士人、とりわけ官紳は國家の根幹でもあり、彼らを直接的にひどく傷つけることは避けたい。要は士人が朋黨の漸たる「議論」を敢えてせぬ様にすればよいのである。とすれば、「議論」がどの様な結末をもたらすのか、彼らにはっきり見せつけなければよいではないか。彼らをして恐怖せしめ、畏縮せしめ、自肅せしめよ。かく

して「愚民劣生」は悲惨な運命をたどらねばならなかった。彼らが常識的な意味における理由らしい理由なく、異常な酷罰を被ったのは、社會一般に強い緊張感を與え、それによって士氣を驕らせぬ様にするため、一般的恐怖政策を推行するためだったのである。十、二十年代に試みられたこの政策は、三、四十年代に至って全面的に實行された。廣く一般的な恐怖を作り出すには數が必要である。また處罰の理由は些細な、或いはよく分らぬものであつてよく、更に言えばむしろその方がよい。魯迅が例に引いた乾隆四八年の馮起炎案は、才子佳人小説の主人公を夢みた馮起炎が、出鱈目な自著を呈しようとした、というものである。妄人の獻書という様なことは今までにも勿論あつた。例えば康熙二八年の南巡の際には、江南の民王來熊が『鍊丹養身秘書』一冊を獻上している。だがその結果は「つき返せ」というだけであつた。⁽¹⁰⁸⁾この事件は偶ま上聞に達し、天子より直接の指示があつたため記録に残つたのであるが、普通の場合であれば、取次ぎの官僚が握りつぶすか、或いはそもそも受けとらないか、まず大抵は後者であろう。だが乾隆四十年代では直隸總督が早速に奏摺で報告し、重大案件として處理されたのである。また四五年、主犯和州貢生戴世道は斬決、緣坐の三人も斬監候、秋後處決という苛酷な處分が下つた『約亭遺詩』案の場合、乾隆九年に戴世道がこの「逆書」を刊行した時には、道員まで務めた魯之裕の資助を仰ぎ、また序文を書いてもらつてもいるのである。この書には「長明なんぞ得やすからん」とか「短かき髪は長き恨みを支う」といった句があり、「悖逆顯然」である、と審問を擔當した安徽巡撫閔鶚元は言う。だが實の所、戴世道は十分用心した末、「この書の内に違碍は全くない」ということで刊刻したのである。第一、雍正五年以來、十數年も官僚を務めた人物が、何やら不穩な詩集の刊刻を助け、序文まで書いたりするはずがない。⁽¹⁰⁹⁾閔鶚元の深文は全く當時の政策に従い、無中に有を生じたものであつた。

乾隆中年以後、文字獄がまさに淫威を逞しうする中では、固より若干の官僚、紳士も告發されたり處罰されたりした。しかし一般的に言えば、それらの案件は大抵、告發したものを反坐、或いは無罪放免、せいぜい嚴重戒告といったことで落着いたのである。官紳に對する寛大な處分は、乾隆文字獄を一貫するものであつた。その中で二例のみ、甚だ異例のこ

とながら、大官が極刑に處せられた事件がある。乾隆二十年の胡中藻案と四六年の尹嘉銓案がこれである。この二つの事件は發生した時期も違えばその性格も異なるが、しかし文字獄によって乾隆帝が追求したものを、俱によく説明してくれるのである。胡中藻が表面上問われたのは、その詩句の「悖逆譏訕」であった。乾隆帝によれば、その悖逆の詞は查嗣庭らよりはるかに甚しい、というのであるが、罪證として擧げられる句には「進呈南巡詩」まで含まれており、全くのこじつけに過ぎない。天子自らが摘發に乘出し、迷語まがいの羅織によって官僚を肅清する、というのはなお雍正的手法を用いたものと言えよう。胡中藻が肅清されねばならなかったのは、彼が「鄂爾泰の門下でその權勢を恃み、……門戸に攀援して恬として恥を知」らなかつたからである。胡中藻は鄂爾泰系の人物と黨を作り、張廷玉らと對抗した。この様な事態は「世道人心に關わる所甚だ鉅」きく、斷じて許せないのである。この事件は二十年に起きた、なお雍正的色彩の濃いものであった。しかし、では全く雍正風のものかと言えば、實はそうでもない。というのも、この「逆案」で處刑されたのは胡中藻のみ、家族は縁坐を免ぜられ、その他の案犯も求刑は斬決等であつたのが、一二比較的軽い處罰を受けた外、他は全て釋放となつてゐるからである。つまり、この一案は官僚を直接に彈壓したものでありながら、しかも間接的恐怖政策を彷彿させていた。そしてこの事件を通じ、恐怖政策の有効性ははっきり確認されたのである。この事件の直後、原任協辦大學士梁詩正は、乾隆帝の密命を受けてその動靜を探りに來た浙江按察使富勒渾とこの事件のことを話し、こう言つた。「一切の字蹟は最も氣をつけねばなりません。……以前内廷に居た時、ただ私と劉統勳の二人だけは絶えて人と文字をやりとりすることなく、たとえ偶々無用の稿紙があつても、必ず焼き棄てたものです」と。彼の「言動は慎重ならざるなく、たとえ腹の中では怨んでいたとしても、斷じて遽かに表に出したりはしない」と判定された梁詩正は、乾隆帝より「そんな風であれば彼は懼れを知つてゐるわけで、なお怨望には至つていない。深く追求せずともよからう」と認められた。^(四)乾隆帝が官僚に要求したのは「懼れを知」ることであつた。たとえ内心はどうであれ、行爲において「慎重ならざるな」ければ、それでよいのである。清朝の士人統制が最後に行きついた所、それはこの様なものであつた。尹嘉銓案は胡

中藻案と異なり、多分に偶發的なものである。それは祖宗の法に無知な、名臣きどりの閒拔けな人物が、自ら招いた災難であった。但この事件のために頒發された上諭は、魯迅も言う如く、仲々よく書けているのである。乾隆帝は言う。尹嘉詮はその著書において、大學士を「相國」と稱している。だが大學士の「職は僅かに票擬して旨を承るだけであり、古えの所謂鈞を乗り政を執る宰相などはない」。彼らは「位を綸扉に備え、忠實に職を奉じ、官列の先頭に位置する」だけのことである。程子が「天下の治亂は宰相に繫っている」と言っているのは正しくない。天下の治亂を宰相に委ねるなど大不可であるし、「宰相たる者が居然として天下の治亂を以て己が任とし、目にその君なしというのは尤も大不可」である。本朝の如く、紀綱は整肅、乾綱は上に在れば、「名臣など無く、また奸臣も無い。」名臣などというものが存在すれば、それはやがて「標榜となり、甚しきは門戸となり朋黨となろう。これはまさに國家の害ではないか」と。曾て順治帝は輔臣の職掌をただ詳愼に票擬するだけ、獨自の建白などもつての外だ、と言った。具體的な施策は様々に變つても、開國以來の國是は確かに不變だったのである。

清朝の士人統制は乾隆期において究極の所まで来た。順治、雍正期における外的彈壓は、決して内面の獲得を放棄したものである。『御製人臣傲心錄』や「御製朋黨論」は、少なくともその意圖としては、臣下を内面からも獲得しようとしたものである。康熙親政期における正學鼓吹に至っては言うまでもない。だが乾隆政權が士人に要求したのはただ「懼れを知」ること、即ち内面の如何はともかく、外面においては絶對的に服従することであつた。内からの支えを缺いた、一般的恐怖によって維持される統制は、必然的に狂氣じみたものとなる。そこにおいて禁じられるのはある特定の意見や主張ではなく、意見、主張そのもの、考えたり感じたりすることそのもの、より正確に言えば、考えたり感じたりしたことを外に向つて表明することである。乾隆三二年、ある「逆書」の著者はこう彈劾される。もし「著書立説するといふのであれば、休明を鼓吹することはもともと禁じられていない」のに、彼はあろうことか「逆書」を著した、と。乾隆政權下で許されるのは「休明を鼓吹」することのみであつた。乾隆三三年、學者として知られる齊召南は、平民の族人が

引起した「大逆」事件に牽連し、嚴重戒告處分となったのであるが、この時彼はこう述べている。皇上の天の如き好生の恩旨によって寛免された召南めは「どうして敢えて妄りに詩文を作ったりいたしまししょう。十數年來、召南に詩文は全くございません。まして炯戒とすべき逆犯がおる以上、ただひたすら畏まり、皇仁を無盡に感頌するのみでございます」と。⁽¹⁵⁾乾隆三十年代か四十年代初、恐らくは四庫全書纂修のための遺書探訪中、ある學者は大官によってその著書を進呈されようとしたが、突然の火事により焼失、ということと實現しなかった。無論その著書は友人の所に保存されていたのである。そこには何か忌諱に觸れる様なことがあったのであろうか。全く無かった、とこの話を傳えた人は言う。この學者は自然科学的方面に強い關心をもっていたらしく、直接時事問題などに言及した所は、恐らく本當に無かつたであらう。⁽¹⁶⁾だが四庫全書編纂期、「凡そ天文、地理、軍事、曆數の書が一部でも家があれば、ただもう禍を招くを恐れ、禁書であらうとかならうと、往々何もかも一緒に焼くたにして焼いてしまった」のである。⁽¹⁷⁾この様な恐怖の空氣が瀰漫する中、どんな問題についてであれ、僅かでも「議論」を含んでいる著書は、慎重な學者から見れば安全でなかつた。更に乾隆五九年、中庸を心得た士人汪輝祖は子孫にこう教訓している。どんな文章を作るのであれ、すべて「和平中正」を旨とすべきで、決して「刺誹」に涉つてはならぬ。それは「一生の福澤に關わ」ることである。「凡そ諱忌に觸れる文字、時政を諷した語は、作文の際、切に注意」せねばならず、日記や劄記中でも決して時事に言及してはならぬ、と。⁽¹⁸⁾同年、山東學政阮元は生童に對してこう訓戒した。諸君がもし自らの思いを述べる詩を作るのであれば、「皆まさに中正和平でなくてはならず、少しでも怨苦愁憤の習に涉つてはならない。まして輕薄譏諷の辭に涉つてはいけない。これは心術福澤に關係することだ」⁽¹⁹⁾と。實際、當時に在って語言文字は、人の生命そのものにさえ關係したのである。士人に許されるのは「休明を鼓吹」することのみ、官僚に許されるのは「忠實に職を奉」ずることのみ、という盛世の氣象は、嘉慶以後にも、少なくとも部分的には、繼承された。嘉道の際の禮部尚書、協辦大學士汪廷珍は、阮元より著述を勧められたが「六經の奧論は昔儒がすでに私に先んじて言つて」おり、私は著述などしない、と述べた。また彼は「聲氣結納を事と」せず、「門生故吏は中外

に徧ねく滿ちたが、その一生を通じてちょっとした應酬の書信往來もしなかつた」のである。⁽¹²⁰⁾ 咸豐中の軍機大臣は「意旨を秉承し、詔諭を撰擬し、つつしんで夙夜に供職すれば、即ち職を盡した」こととされ、太平天國の鎮壓に當っても、樞臣たちはただ「敬んで皇上の訓示をまつのみで、一議たりとも敢えて妄りに口をさしはさみませぬ」と答えるのみだった⁽¹²¹⁾という。更に降って光緒中、ある保守派官僚は知府の任に在ること三年、「一人の私書も受けず、京中の故舊とも一字とて通問したことがない」と自ら誇った。⁽¹²²⁾ 祖宗の恩澤はかくまでも深く且つ厚かつたのである。

乾隆の士人統制を締め括るに當り、禁書についても一言しておくことはやはり必要であろう。禁書取締りは乾隆三十九年八月、四庫全書纂修開始後ほどなくして本格的開始の號令がかけられ、そして四十年代には文字獄と相俟ち、士人統制に重要な役割を擔った。この時の禁書取締りはまさに史に前例を見ぬ大規模なもので、開始後ほどない四十年十一月、江西省では僅か數ヶ月の間に三千餘部の禁書が摘發されたし、また四三年五月、北京の方略館に集められた禁書は部屋をあふれ出し、庭の中までうす高く積まれていた。⁽¹²³⁾ だがしかし、禁書と文字獄を同等に考えることは出来ない。文字獄は乾隆の一般的恐怖政策における中核、一方、禁書はこの恐怖をより効果的にするためのものであった。そもそも禁書の摘發はどの様にして行なわれたのか。書店や藏書家の書樓に官憲が踏み込み、片端から檢閲したりしたのであるうか。そんなことはしなかつた。それは本來、告示を出し、それによって違碍ある書籍の所藏者が自發的に呈繳すべきものであった。勿論こんな手にのるお目出たい士人は絶無僅有であり、自發的呈繳など無いに等しい。ではどうしたのか。書店を通じて購買したのである。四十年十一月、江蘇巡撫薩載は「明季僞妄遺書」摘發のため、僚屬を「書肆書買の方へ出向かせ、あちこちで買ひ求めては送」らせていた。同時に江西では巡撫海成が禁書目錄を刊行し、州縣に分發し、教官らをして購買の任にあたらせていた。四三年六月の山西、同年九月の福建、浙江でもことは同様である。⁽¹²⁴⁾ 禁書の摘發とは、國家が文字に對して常に監視の目を光らせている、ということを社會一般に周知徹底させ、以て風教を維持するのが狙いだったのであり、それによって實際に人を逮捕したり處罰したりすることはまず無かつた。無論、何かの事件で逮捕され、査抄の際に禁書

を發見、それもまた罪狀に加わる、といったことはある。またある「違悖詩文」の捜査をしていて、その著者の子孫が「命を奉じて摘發回収することとなった當初にはすぐ呈出せず、今、名ざしで追求されて始めて差出した」と罪に問われた例もあるにはある。だがこの様な例は多くないし、第一それらは全て治罪を免ぜられているのである。⁽¹²⁶⁾ 實際の所、藏書家が禁書をもっていることは公然の秘密であった。四庫全書纂修のため、浙江の著名藏書家から呈獻された書には、見落しようもないほどの禁書が含まれていた。だが巡撫三寶も四庫館臣も、このことを特に問題にしようとはせず、何事もなにかの如くその返却手續を進めたのである。⁽¹²⁶⁾ 禁書取締りは取締ることにこそ重點があつた。固より禁書そのものには何の意味もなかつた、と言うのではない。乾隆の禁書にはれっきとした基準があつた。既に見た如く、薩載は「明季偽妄遺書」を取締ろうとしていたし、この外「明末國初悖謬之書」「明末野史及國初人偽妄詩文」「明季末造野史」「明季諸人書集」等々が禁書の基準となつていたのである。⁽¹²⁷⁾ 乾隆政權が取締ろうとしたのは、いわば明末清初の書籍全てであり、それはつまり明末清初の學風、土風の全てが好ましくない、ということである。嘉萬の頃、「稗官野史がその君を誣謗する所以は一にして足ら」ず、その様な書籍は今なお「人の觀聽を惑」わせている、と雍正帝は言つた。⁽¹²⁸⁾ 乾隆帝は父の遺志を繼ぎ、更には祖宗以來の國是に遵い、明末を彈壓しようとした。そこで問題となるのは個別の内容などではない。「明夷待訪錄」は禁書になるどころか、乾隆中に刊行されたのではないのか。正統に違背する科を以て順治帝より燬板を命ぜられた『四書大全辯』等が、乾隆の禁書に含まれていないのはどういうことであろう。そもそも無数の書籍を相手に、誰がその學術的主張や思想内容を一々檢閲するのか。⁽¹²⁹⁾ そんなことは不可能である。乾隆の禁書はその空前の規模によって、乾隆政權の發明たる一般的恐怖政策に多大の貢獻をしたのである。

三 明末の士人

順治至乾隆の間、清朝の士人統制策にはかなりの變化消長が認められるのであるが、しかしにもかかわらず、そこには一貫するものがあつた。即ち反明末的「悖謬」という基本原則である。清朝の士人彈壓として既に言及した科場案、奏銷案にしても、その原因は決して科擧の不正、錢糧の滯納だけに在つたのではない。否、關節、逋欠そのものは、この事件の場合むしろ口實であり、眞の意圖は正に士人彈壓、江南を中心になお色濃く殘る明末的士風の肅清にこそ在つた。明代、とりわけ明末における關節の横行は、確かに甚しいものであつた。『明史』選舉志には、科場の「弊端は百出してどうにもならなくなつたが、わけても關節が甚しかった」とあるが、これはまず明末の狀況を念頭においての敘述に違いない。この選舉志に擧げられる試験官、受験生への處分例は、弘治十二年、程敏政らの事件を首とし、以下は全て嘉靖より後のものだからである。明末の考官にとって、關節はいわば職務に附隨する當然の權限であつた。嘉隆の頃、ある給事中は自分の門生が應天郷試の考官となつた際、御子息をお世話しようと言われたが、その子がまだ幼かつたため、おいにこの「權利」を譲ろうとした。ところがこのおいは「廉介」の士で、それを敢えて辭退した、という話がある。⁽³⁰⁾關節しうるのにしなかつた、というのは確かに稀に見る美談なのであろうが、ともかく師生とか同年とかの關係において、ある程度關節を通ずるのは當時の常識だったのである。また袁宏道はある知人から郷試受験につき口添えを求められ、恐らく力にはなれまいが、まあ手紙だけは書いておきました、との返事を出したことがある。⁽³¹⁾袁氏がしたのはちょっとした紹介狀を書いたことだけで、ことがら自體はさしたることもない。だが試験がらみの話を削りもせず、そのまま自らの文集に收入し、あて名まで明記して刊行したこと、これは如何なることであらう。試験について援助を求める、つまり嚴格に言えばやはり關節、などというのは當り前、名前を出しても恥にはならぬし、またこれに應えて紹介狀を書いたことも、

知友間の人情として當然、公表して何ら問題ない、ということではないのか。更に童試ともなれば、松江などでは「要津の薦牘」が殆ど必須の条件とさえなっており、かくて全國的にも「今の生員は關節で入學した者が十に七、八にもなる」とまで言われたのである。¹³² 勿論、明代でも關節をもって彈劾され、處罰された例は少なくない。だがその摘發は概ね政争や個人攻撃に由來したものだし、また處分も大體は輕微、少なくとも死刑などということはない。程敏政の場合で言えば、その摘發は彼の地位を狙った者が仕組んだことだと言われ、またその處分も程氏は致仕、舉人唐寅らは吏とする、というだけであった。つまり、彼らの官位や資格は剝奪されていないのである。また例えば萬曆二五年、順天鄉試副考であった焦竑は、やはり關節を彈劾され、結局は福寧州同知に左遷、舉子二名が革去、その他六名の舉子にも處分が下ったのであるが、この事件など明末關節案の典型と言えるだろう。焦氏は正考ではなく副考であり、また革去された舉子二名は正考の取った所、更に最初に關節を名指しされた舉子のうち一名は問題なし、となったにもかかわらず、焦氏はやはり處分されたのである。「關節など無かつたし正考でもなかつたのに、どうして攻撃が集中したのか」といえば、それは焦氏が皇長子の講官となった際、自著を他に謀ることなく進呈し、ために次輔張位らの怨みを買ったからである。¹³³ 明代における關節の摘發とは、要するに官界内部の軋轢から生じたものなのである。

明末における科場の紊亂は、再建された體制にとってやはり放置し難いものではあつただろう。しかし、ことが單なる程度問題であるなら、國家意志を直接發動し、「大逆より甚しい」¹³⁴ほどの、文字通り未曾有の大獄を起すことが必要であつたのだろうか。個別的な關節、つまり官僚、紳衿による個人的不正は、清代でも決して稀なことではない。それは程度の差こそあれ、やはり常識と言ってもよかつたのである。順治中、少なくとも十四年以前において、童試の情況は明末と似た様なものであつた。太倉の廢紳王時敏は順治八、九年頃、蘇州知府にあててこの様な手紙を送っている。童生の息子は一所懸命に讀書しておりますが、しかし然るべき方に目をかけていただかねばどうにもなりません。よって父子の情も忍び難く、「例に循つて干請」する次第です、と。順治十三年、王氏はまた貢生の甥が廷試を受けるに際し、姻戚の大學士

金之俊、知人の戸部尙書戴明説に手紙を送り、どうか末席なりとも門弟の列に加えていただき、何とかものにしてやってほしい、と依頼している。⁽¹³⁵⁾科場案以後はどうか。順治末年より康熙初年は締めつけの甚だきびしかった時期であり、情況は以前と少し異なっていたかもしれない。だがたとえそうだとしても、康熙親政期になればやはり以前と同じ様に、關節はごくありふれたことになっていたのである。康熙二五年、黃宗羲は徐乾學にあてた手紙の中で、小生の孫は童生ですがやや文章もあるので、學政に一言傳えて合格者の末に加えてやってほしい、と述べている。⁽¹³⁶⁾黃氏がこの様に干請したのは決して特別なことではない。當時の童試においては、紳士による推薦は無論、答案のすりかえといったことさえ半ば公然と行なわれていたからである。⁽¹³⁷⁾更に郷會試においても、關節は決して稀ではなかった。黃宗羲が孫のことを頼んだ徐乾學は、郷會試においても絶大な影響力を發揮し、たとえ自らが考官でなくとも「衡文者は概ね彼に従い附かざるはなく、かくてその門に遊ぶ者は科第を得ざるな」⁽¹³⁸⁾かった、と傳えられるのである。更に降って乾隆年間になればどうか。康熙中とは異なつて「名臣」の存在を許さず、ある點では父親にもひけをとらぬほど臣下を締めつけた乾隆帝の治下に在つても、關節はやはり頗る盛んであった。趙翼はこう言う。「殿試の前、才のある士人は例として運動をやるものと決まつて」⁽¹³⁹⁾おり、擬作した對策の套語部分を閱卷大臣に送るのが常識であつた、と。この様なことは無論、郷會試でも往々行なわれていたに違いない。但、郷會試の關節を筆にすることは少しく憚られた。殿試の關節は席次に關係するだけであるが、郷會試の場合、そんな生易しいことではすまない。乾隆期を生きた趙氏が、時事を、しかもそのきわどい部分を、書くことの危険を知らないはずはない。因みにこの話は嘉慶中年に至つて始めて公刊されたものである。

個別の紳衿が金品、利權等によつて請托する關節であれば、また官僚個人がその權限を私的に流用する關節であれば、程度によつては無論肅清が必要となるが、政權にとつて極めて危険なものとは言えない。康熙某年の順天郷試は關節が甚しく、遂に上聞に達したのであるが、しかし「國初では美官を漢兒に授けても、漢兒はなお受けようとしなかつたのに、今日では必死の運動で何とか合格しようとしております。人心の歸附を見るに足り、太平の御世をことほぐべきでありま

しょう」との言葉で追究されなかった、という話がある⁽¹⁴⁰⁾。この話が事實であるかどうか、それはともかく、正統的な名教體制による統治を目指した「寛政」期に在っては、關節も往々大目に見られたのである。例えば康熙三二年の順天郷試の場合、その不正が弾劾されるや康熙帝は却ってこう言っている。ことをまかせた大臣は信頼すべきである。「まして天下を治めるには小節に拘泥せずともよく、大體を崇び、和平を以てこれを御すべき」なのだ。關節の如き「小節」で朕に親しく審問しろとおかしなことを言う、と⁽¹⁴¹⁾。清朝にとって、科場の紊亂は固より肅清せねばならなかった。またそのためには、一時的に厳しい處置をとることも或いは必要であつたらう。だが、ことが「大逆より甚しい」重要性をもっていたのは、明末の關節が程度において許容し難かつただけでなく、そのあり方が極めて危険なものとなっていたからである。明末には個別ではなく組織的な、また官界との連絡のみに頼るのではなく、これとは別の回路をもつた關節が存在していた。即ち官界内部とは異なつた所で成立していた結社、復社による關節である。「復社の聲氣は天下に徧ねく、みな兩張（溥、采）を宗としていた。……そして張溥も門弟の引きたてに餘力を遺さず、童試は無論、郷會試においてもその辣腕をふるつたのである。まず童試では、多數の門人子弟の推薦名簿を或いは自ら、或いは京師の權要を介して學政に送り、更に少數を特に推薦する場合など、一般の推薦書以外に專劄を送つたりもした、という。これらの私書は絶大な効果を發揮し、場合によってはすでに落第となつていた答案をすりかえ、まさに起死回生のはなれ技をやつてのけた、とさえ傳えられる。郷會試ではどうか。崇禎六年春、張溥は顧憲成、高攀龍の弟子であつた吳鍾巒と邂逅、すぐさま彼を北監に入れ、更に文震孟に依頼して宛平教諭とし、郷試の便をはかったのだが、果して吳氏はこの年の順天郷試に合格する。そこで張溥は會試考官になると予想された文震孟、項煜に話をつけ、翌七年の會試にも合格させた、という。話はまだある。この七年の會試につき、張溥は會元候補に陳際泰、楊廷樞二人を擧げ、文震孟は陳際泰、項煜が楊廷樞を擔當することとなつた。いざ試験となるや、文震孟は陳際泰の答案を見つけ、これを會元にしようとしたが、項煜が會元を自分の門下生とすべく強硬に楊廷樞を推したため、とうとう文氏も項氏に従がつた。ところが項氏の擇んだ答案は人違いで、ために文震孟は大いに怒

り、「色を正して曰く、『この擧はただに大士（陳際泰）に負くのみならず、天如（張溥）にも負くものだ』⁽¹⁴²⁾」この様な話がどこまで實際にあったことなのか、それは知れたものではない。例えば童試の際、京師の權要より學政に推薦名簿を送ったという話であるが、その實例として擧げられているのは左都御史商周祚より南直學憲への手紙である。だが商氏は溫體仁の姻戚で、復社とは對立した人物なのである。また吳鍾巒の話にしても、春に出會つてすぐ入監せしめ、閒髪入れずに教官とした、などとは到底信じえぬことである。吳氏は貢生を以て光州學教諭となり、河南鄉試を経て會試に合格、⁽¹⁴³⁾という他書の記載こそ事實に違いない。だが張溥が科擧に大きな影響力を發揮したこと、そのため復社は更に多くの士人を吸収したということ、これは曾ての「黨人」も、またその反對派も均しく認める所である。⁽¹⁴⁴⁾また右の話では恰かも張溥個人の神通力で全てが決まったかの如くであるが、しかしここで言う張溥とは復社と東林系官僚の總體、そしてその樞軸としての張溥、と解さねばならぬ。實際、「門牆が日々に廣くなる所以、呼應が日々に靈となる所以」は「職任が外に在れば後進のために地方のことを謀つてやり、内に在つては彼らを引き立ててやる多くの官僚がいたことこそ在つた。⁽¹⁴⁵⁾そしてこの様な意味での張溥には、確かに大きな力があつたのである。

復社とは本をただせば友人閒の制藝研究會より生まれたものであるが、しかし瞬く間にそれは政治的色彩を強く帯びた全國的結社に成長し、その成員も三千名以上に上つたのであつた。しかも、この官界内部の派閥とは異なる、半ば在野の一大組織は、單に生員の結社であるだけでなく、その中から擧人、進士を文字通り輩出させた。崇禎十六年癸未科を終えた段階で言えば、復社には二三五人の進士（特賜進士は含まないが、已故若干を含む）と四二八人の擧人がいたのである。⁽¹⁴⁶⁾このうち復社成立以前すでに進士となつていた者は僅か六人、個別的に彼らがいつ入社したのかは明らかでないが、その殆どは復社の成員となつてから會試に合格した、と考えてよいだろう。また崇禎三年以後の擧人についても、ことは同様に違いない。とすれば、彼らの鄉會試合格率は異常に高いものと言わねばならぬ。まず會試合格率であるが、四年より十六年までの登第者は二二九人、ごく單純化して言えば、その合格率は四二八人に二二九人を加えた中から二二九人、約三

五%となる。會試の競争率を三十倍⁽¹⁴⁷⁾とするならば、五科のうちに合格するのは十六%に満たぬはずであろう。この推定は南直における萬曆至崇禎間の、即ち十分に長い期間の郷試合格者、但し順天郷試中式は含まない、が三三八七人、進士が一四一七人、合格率四二%、實際には三割強ほど、北直では各々二〇八一人と六一三人、合格率二九%という數字から見て、⁽¹⁴⁸⁾實態をさほど離れたものではあるまい。しかも前の三五%という數字は、崇禎三年段階で全て舉人となっている、という假定の下で計算しているのであるが、現實には無論六年、九年以降の舉人も少なくない。つまり、復社同人の會試合格率は少なくとも一般の二倍程度はある、と考えられるのである。また郷試合格率となると更に驚くべき數字が得られる。即ち『復社姓氏錄』に見える二二〇四人のうち、天啓七年以前の郷試合格者は一九一人、崇禎三年至十五年の合格者が三六二人、つまり五科の合格率は十八%、同様にして『復社姓氏』(「補錄」を含む)では二七六四人中の四一九人、十五%となるのである。『復社姓氏』の數字がやや低いのは、この名簿が後期の、いわば些か水ぶくれした時期のものだからであろうが、ともかく十五%乃至十八%というのは、一般の三、四倍は高い合格率に違いない。というのも、郷試の競争率百倍という推定によれば、五科合格率は五%に満たぬはずとなり、しかもこの百倍というのがごく控え目の推定だからである。例えば復社成員の約四割を出している南直の場合、郷試中式額數は明末でも約百五十名である。一方、生員數はと言えば、顧炎武が全國の生員數を考える際に用いた數字、每縣平均三百名、⁽¹⁴⁹⁾というのをいれば、約三萬人の生員がいたことになる。しかも第一章で見た如く、明末においては毎歲科試で百名ほど入學している所も存在し、實際には三萬をはるかに越える生員がいたに違いない。とすれば、復社同人の郷試合格率は一般の三、四倍をはるかに上まわると考えられよう。勿論、この様な高い合格率には、復社同人の資質ということも關係しているに違いない。彼らは今までになかった様な新しい運動に加わった人であり、その中には諸生で終りながら方志や名人の集に傳がある者も稀ではない。一般との對比で言つて、郷試の方が會試よりはるかに高い合格率になるというのも、彼らの優秀さを示すものであろう。しかし激烈な競争を突破してきた會試受験者の中でも、やはり二倍の合格率を示すというのは異常である。この様なことは、特別の影

響力なしにはともありえぬことであろう。科擧における有利さ故に、益々多くの士人が復社に入ろうとした、というのは十分に納得のいく話なのである。またより多くの士人を吸収することで、復社は益々大きな力をもったに違いない。例えは廣州府の場合、崇禎二年當時における復社同人は僅かに七人、うち擧人二人、進士一人、であったものが、『復社姓氏錄』では三三人に、『復社姓氏』では一〇六人となり、最終的には進士八人、うち特賜進士二人、擧人二八人を擁するに至っている。もし復社が結社としての統一性をかなり保持しつつ、その活動をなお續けていたならば、廣州府において復社は一大政治勢力となり、省都の政治を牛耳ることとなつたであろう。全國ないし中央について言えば二三〇人ほどの進士、また地方に在っては省都を牛耳るほどの勢力、これを政權内部の派閥とは必ずしも一致しない集團が組織しているとすれば、それは正しく權力の二重化である。張溥は自らを闕里に擬したとか、遙かに朝政を執っている、などと攻撃されたが、これはあながち根據のない非難ではない。その様な危険性は、固より現實となつたというのではないが、確かに存在していたのである。再建された體制にとつて、これは絶対に容認できぬことであつた。張溥の死、明朝最末期の大混亂、更に鼎革によつて、復社は壊滅した。だがその餘波は順治中年になつてもなお完全には収まらず、却つて文社復活の動きさえ見え始めたのである。江南士人の一部は「復社幾社の血脈」を保持すべく活動を再開し、順治十年には虎丘で大會を開き、遂には「その聲氣の盛んなること殆ど復社に匹敵した」と言われるまでになつた。⁽¹⁶⁾固より「復社に匹敵」などというのは甚しい誇張であつて、實際の所、當時の社がもつ力量など復社とは較べものにならなかつた。再建された社は張溥の様な政治的能力に優れた指導者をもちえず、徒らに分裂を重ねるばかりであつたし、また新しい政權内部には曾ての様に多くの、また有力な同志や同情者などいるはずもなかつたからである。だがそれでも、もしこの様な動きを放置するならば、明末の悪夢が再現せぬとは限らない。その様なことは決して許さぬ、という決意を清朝は示さねばならなかつた。そして清朝は、確かにその決意を示したのである。「江浙の文人で丁酉一案に引掛つた者は百人を下らず、ここに於て社局はすっかり衰え、殆ど壊滅」状態となつた。彼らは「復社の餘黨であり、社事を起こし、虎丘に大會し、まさに社稷の

憂いとな」ろうとしている、とは時勢に乗じて個人攻撃を謀った人物の言だが、その言う所は正論としてよい。かくして清朝は科場案だけではなおも安心できず、更に奏銷案を起こし、江南の「士氣は大いに沮喪し、もはや二度と振起しえぬほどとな」るまで、彈壓の手を休めなかったのである。

順治十八年の奏銷案が目前の逋欠を解消するために、少なくともそれを主たる目的として、起されたものではないこと、これを示すのはさほど難しくない。というのも清朝の財政努力は順治十一年頃より本格的に始まり、十六年になれば相當の成果をあげ、すでに一段落を告げていたからである。清朝が最初に着手したのは、裁缺による歳出の削減であった。即ち、順治十一年六月、戸部は歳出入、及び撫按以下の官員官兵經費の數字を具體的に示した上で冗員の裁汰を提案、これは固より既定方針であったに違いなく、即ちに關係部門に對し確議具奏せよとの旨が降る。かくて本格的に始まった裁缺は十二、三年の間、とりわけ強力に遂行され、併せて十二年三月には地方經費のうち修署など三項目の八割削減、十三年九月には直省存留銀兩の約一割、凡そ七五萬餘兩の削減も決定される。⁽¹⁵²⁾ 地方經費の削減とは一種の歳入増加努力でもあるが、これらと並行して錢糧徵收増加がはかられたのは無論である。十三年より十四年にかけて、地方官に對する締めつけは考成則例の改訂などを通じて益々きびしくなったし、また錢糧のため降調處分を受けた者は、完糧まで任を離れえぬことにもなったのである。⁽¹⁵³⁾ そればかりではない。十五年五月、特に逋欠の著しい江南諸縣についてはことを漢人官僚にまかせず、滿州官僚を直接に派遣し、専ら拖欠の解消を擔當させる、という決定さえ下された。⁽¹⁵⁴⁾ 滿漢の反目がなお強いものであった當時、専ら錢糧の督催のみを任務とする滿州官僚がどういふことをやったか、それは想像するに餘りある。彼らは漢人紳士に對して何らの同情をもたなかったであろうし、また紳士の協力がある程度は必要とする地方の諸政務には、全く關係しなかったのである。この様な努力の結果、歳入は確かに大幅な増加を見せた。順治八年、親政初年の全國徵銀額は二二一〇萬兩、十年で二二二九萬、これが十一年には四十萬増加して二二六九萬、十二年にも三十餘萬の増加で二二〇一萬、十三年の増加は八萬に止まるが、十四年には何と約二三〇萬増加して二四三七萬となる。二三〇萬の増加などと

いうのは、三藩の亂平定による税收回復を除けば、正に空前絶後と言ってよい異常な伸びである。しかも清朝はなお手を緩めず、翌十五年には二一萬の増加、更に十六年に至るやまたしても一〇一萬という、すさまじい増加を見せたのである。⁽¹⁵⁵⁾十七年以降における税収の伸びがせいぜい數萬であることを考えれば、順治十三、四年の間、及び十五、六年の間になされた徴税努力がどれほどのものであったか、また十六年段階でその様な努力はもはや限界に達していた、ということが理解されよう。そして恰もこの十六年、紳衿の拖欠に對する處分條例が制定されたのであるが、これは固より偶然ではない。⁽¹⁵⁶⁾清朝は徴税問題が實質的には解決した段階で、改めて拖欠を生む所以、即ち明末の土習を肅清しようと謀ったのである。順治十八年の奏銷案とは、十四年の科場案と同様、明末の再現は決して許さぬ、という清朝の強い決意を示したものであった。

明末の拖欠とは、もはや個別紳衿の恣意などというものではなかった。當時、蘇州府あたりでは「貧しくて錢糧を完納できない生員は、會計報告の際に免除した」とい⁽¹⁵⁷⁾い、生員の拖欠は半ば公認されていたのである。また蘇州府の中でも拖欠が最もひどいと言われた嘉定の場合、ただの生員でもここに寄籍しさえすれば、もうビタ一文税を拂うことはなく、進士舉人に至ってはなおさら好き放題、しかもこの様な情況に對し「縣官は如何ともすべきな」⁽¹⁵⁸⁾かった、と言われている。つまりこれらの地方では、紳權の政權に對する優位が形成されており、地方官の威信は地を拂っていたのである。やはり拖欠がひどいことで有名な無錫では、當時の地方官と紳衿の力關係を如實に示す事件が起っている。即ち、この縣では生員は糧銀五錢を免ぜられ、免すべき田の無い者には「扣散米」という名でその分の銀を與える、という慣例が成立していたのであるが、崇禎十四年、偶まこの扣散米の支給が遅れた。すると生員たちは集團で縣衙におしかけ、「無錫知縣一名龐昌胤を追放し、また入るを許さない」と大書して放り出してしまった。知縣は巡撫に訴えたが、巡撫は彼を嘉定に調任させ、かなりたつてようやく主だった五、六人の生員を捕え、その資格を剝奪しただけであった、というものである。⁽¹⁵⁹⁾

「扣散米」の支給などという慣例が存在したこと、これだけでも已に驚くに足るうが、この事件について更に驚くべきは

知縣の弱さ、巡撫がとった處置の甘さである。これがもし清代であればどういふことになるか、それは哭廟案を見れば尤も明らかであろう。奏銷案の直前に發生した哭廟案は、この無錫の事件と同じ知縣追放運動であつた。つまり明末では想像もできぬほど苛酷に徵税を行なつた吳縣知事任維初に對し、生員らがその追放を巡撫に訴えたのである。結果はと言え、任維初は免議、騒ぎを起した生員十八人は斬決、というものであつた。⁽¹⁰⁾この哭廟案は時間的に奏銷案と直接するのみならず、そもそもその性格、つまり明末的土風、政權に對抗する紳權への彈壓、という點でも直接するものだったのである。

紳權と政權の統一が破れ、紳權が政權に對抗する様になつたのは、勿論、啓禎に至つて突然生じたことではない。知縣を諸生が面罵するとか、知府に對して諸生が集團暴行を加えるといった事例は、遅くとも隆慶中にはすでに發生している。⁽¹¹⁾しかし紳權の政權に對する優位などという倒錯した現象が、江南の各地でかなり一般的となつたのは、やはり明朝最末期まで降るであらう。そしてこの頃になると、地方官の一部には徒らに紳權の壓迫を受けるのではなく、積極的に紳權の側につこうとする者が現れだした。崇禎帝が即位するや徵税への要求が非常に嚴格となり、知府推知は完糧せぬ限り昇進できぬと決められたのだが、この結果「松江の方郡伯岳貢、蘇州の陳郡伯洪謐など住俸數十次、降八十餘級などという者さえいる」こととなつた、とある書は傳える。⁽¹²⁾この様な現象は二重の意味で異常と言えよう。即ちまず、皇帝を頂點とする政權中央が地方に對する要求を益々厳しくする中で、方岳貢や陳洪謐といった地方官がことさらこれを無視し、前者は三年不遷、後者は九年不遷を甘受した、ということである。蘇州の「名宦」陳洪謐は知府に昇任した際、今や考成は甚だきびしく、何を置いても徵税に勵むべきだ、と勧められた。ところが彼は「府に逋賦が多くなつても知府が免官されるだけのこと。民命を以て一官を博する様なまねをどうしてやろうか」と嘯くのみで、その在任中は遂に一度も胥吏を民間にさし向けなかつた、という。陳氏は逋欠を放置するだけでなく、飢饉の際には「豪家」を襲つた「不逞の輩」を斷乎彈壓したり、或いはまた軍事的な問題から「閭門傍城の民居萬家を撤去」せよ、と督撫より命令されたにもかかわらず「卒に

檄を奉じなかつた」ことなど、數々の「善政」を行なつたのである。⁽¹⁶⁵⁾ また方岳貢の治蹟となれば、陳洪謚のそれより更に有名で、實際に相當のことをやつた様である。彼が築いた石塘は康熙初年まで沿海の田を鹽害から守つたし、この外にも華亭の西倉城、朱涇鎮の萬安橋を修築し、金山衛學を重修するなど、目に見える仕事だけでも仲々の成績をあげている。これらは十分に「縉紳士大夫と謀」り、彼らの同意をとりつけた上で「法を設けて輸助せし」めねばとても出來ぬ仕事であり、彼と松江の紳士が良好な關係にあつたことは疑いを容れない。⁽¹⁶⁴⁾ だがその良好な關係とは、中央との關係を無視して顧りみない中から得られたものであつた。しかも更に異常なのは、彼らがこの様な反中央的態度をとりながら、なお且つその地位を失わずにすみ、あまつさえ昇進までしている、ということである。降八十餘級、或いは降三十餘級ともいう、⁽¹⁶⁵⁾ などとは何とも馬鹿げた事態であり、そのまま事實とは考えにくい、ともかく彼らはなぜ革職され、罪を問われなかつたのか。方岳貢は「罪を戴いたまま逋欠の徵收に當てられて十三年にまで至つたが、降すべき級が無くなつてしまひ、召還されて下獄した。だがもともと聲氣のつきあいがあり、故に京官たちは争つてその清を訟え、にわかには副院（山東遭運副使）に陞り、瞬く間に大學士となつた」という。彼には「もともと聲氣のつきあいがあり、これが彼の地位を保全し、更には昇進を可能にしたのである。なお、彼の下獄は薛國觀の失脚にからむ一連の動きの中で起つたもので、逋欠と直接の關係はない。⁽¹⁶⁶⁾ また陳洪謚はと言えば、やはり「卓異に擧げられ清廉宴に與」り、道員より太僕卿となつているのだが、⁽¹⁶⁷⁾ これも「聲氣」のなせるわざであつた。方陳兩氏の昇進は、實を言えば同時のことで、方士亮なる人物が彼ら二人を推薦したのである。この方士亮は崇禎四年の進士、即ち張溥と同年で周延儒の門生、また周延儒がやむを得ずして督師となり、自らの進退をかけねばならなくなつた時には、特に請われてその軍務に參畫している。⁽¹⁶⁸⁾ 即ち彼の推薦は首輔周延儒の了解、乃至は指示、があつてなされたことに違ひなく、またそうでなければその推薦がやすやすと實現するはずもない。そしてこの時の周延儒が首輔でありえたのは、他でもなく張溥らの力に負う所が大きかつたのである。張溥と周延儒は本來から言へば門生座師であり、その官位も勿論隔絶していたが、しかし當時の力關係は普通にはとても考えられないものであつ

た。張溥は周延儒擁立の條件として自らの政治的要求を突きつけたといい、事實この時の周延儒は務めて張溥らの意向に沿った政策をとっている。⁽¹⁶⁹⁾ 方陳兩氏の昇進は、この様な情勢がなければ倒底ありえぬものであった。

張溥という人物は明末の紳權を人格化したものである。郷居の一庶常は地方の個別的紳權を組織し、そのことによって大きな力をもつ様になった。復社の本據地太倉に赴任した地方官は、張溥らの評價によって「瑕疵たちどころに明らかとなった」と言われる。⁽¹⁷⁰⁾ 紳權側の評價によっては地方官としてどうにも務まらなくなる、といった現象は、太倉ほど端的ではないにせよ、江南各地でかなり一般化していたに違いない。また復社はこの様な力を背景に、中央、地方の大官となっていた先達と氣脈を通じ、更には多數の新進官僚を政界に送り込んだのである。張溥が周延儒の指示を仰ぐのではなくて、その逆に、前者が後者に要求を突きつけるといった異常事態は、張溥に象徴される紳權の力が、政權の最高部にまで及びつつあったことの證であろう。方岳貢や陳洪謐がその側についた紳權とは、決して一地方に限られた、個別の紳權ではない。それは紳權の側につくことで「當面、一時的には屈するとしても、後には必ずや大いに伸びる」保證能力をもつ、組織化された紳權なのである。そもそも陳洪謐は復社同人であった。崇禎九年より十年にかけて復社に攻撃がかけられた際、彼がその對策を張溥らと協議したのは、固より當然のことであつただろう。方岳貢にしても崇禎九年、應天郷試の關節に絡んでもめごとが起つた際には、復社に不利が生ぜぬ様、うまくこれを調停している。⁽¹⁷¹⁾ 實際、方氏は「復社の羽翼」たる幾社と「交好莫逆」の關係であつた。彼は幾社の指導者陳子龍らを保護、援助し、幾社諸氏もまた彼を「わが師」と仰ぎ、「賢相たるを失せず」と稱賛し、彼が「賊」中に陥つてもあくまで辯護したのである。⁽¹⁷²⁾ 要するに、陳洪謐や方岳貢が「名宦」となり、昇進を果しさせたのは、復社、幾社という組織と協力していたからであつた。

この様に地方においては蘇州や松江といった大郡の長官をもとり込み、中央に對しては首輔にさえ壓力をかける、という所まで復社は成長したのであるが、彼らの運動にはそもそもその當初から、甚だ目新しい外見的特徴があつた。それは組織としての自らを公開し、誇示した、という點である。東林は「黨」であつたか。彼らは自らを學問的ないし政治的

結社と規定していたか。高攀龍はその「朋黨說」において、明確に「君子の黨」を肯定した⁽¹⁷³⁾。だが、それは未刻に終った論文において述べられた意見であるに止まり、實際に自らを朋黨として組織したわけではない。黄宗羲は東林を辯護して「凡そ一議の正、一人の流俗に随わざる者はこれを東林と謂わざるまい。……東林とはどうして眞にその様な名前のあるものであるか。それは小人がその様な名前をつけたに過ぎぬのだ」と言ったが⁽¹⁷⁴⁾、これはむしろ正しい、少なくとも必ずしも誤りではない、評價であろう。しかるに復社は「古學を興復する」という綱領の下、自覺的に「朋友」の一倫を原理とする、即ち水平方向で連なった、組織を形成した。しかも、彼らは自らの社稿『國表』の姓氏という形で、その成員名簿を公開し、以て「門牆の峻」「聲氣の廣」を誇示したのである⁽¹⁷⁵⁾。これは正に大膽不敵と謂うべきであろう。崇禎某年、ある東林「黨人」の姻戚によって刊刻、出售された「黨人」名簿は、反對派に利用されることを恐れた一官僚がその回収に務めた、という⁽¹⁷⁶⁾。これは小心に過ぎる行爲であろうか。『國表』姓氏は、當然のことながら、黨人名簿として反對派に利用されている。また恐らくは地方的文社のものであろうが、「社稿姓氏」が實際に「結黨造反」の證據とされたこともあったのである⁽¹⁷⁷⁾。勿論『國表』姓氏はあくまで制藝總集の目録に過ぎぬ、と謂うことも可能ではある。だがそれが反對派からどう見られるか、そのことを張溥らが知らぬはずはない。しかも復社には『國表』姓氏だけでなく、「社籍」という名簿が存在していた。これは外部に公開されたものではないが、しかしその存在自體は公表されているのである⁽¹⁷⁸⁾。今や紳權は自らを公然と、また官界内部とは異なった場所で、組織できるほどの自信をもつに至った。これは一點に集中されていた在來の權力が、いわば橢圓狀に變形し始めた、ということである。清朝があればほど苛酷に彈壓した明末の士習とは、端的に言えば社の亡靈であり、それは實際、極めて危険なものだったのである。だが科場案、奏銷案等により、江南の士人は回復不能なほどの打撃を受け、紳權は政權に對抗する力量を完全に喪失した。康熙十二年、ある士人はこう回顧している。「前朝の縉紳は概ねよくその尊嚴を保ち、官僚の方でも接する際には失禮なき様に務めたものである。近頃では士大夫は日々に賤しく、官長は日々に尊くなっている」と。曾ての「正論を昌言し、杖戍貶黜」されても屈しない、誇りたか

き「氣節」の士は、聖徳治ぬき太平の世には無用の存在、否、その存在を許されぬものとなったのである。⁽¹⁷⁹⁾

四 故明の遺老、大清の順民

明末の紳權は再建された政權によってあつてなく、全く拍子抜けするほどあつさり敗北させられた。即ちあれほど強力に見えた紳權も、その内實は存外弱いものだったのである。清朝が明末に見られた様な紳權の跋扈を許そうとしなかったこと、これは本格的な士人彈壓が開始される順治八年頃を待つまでもなく、江南が平定されたその當初から、すでに明らかであった。順治二年六月か閏六月の初め、曾ての復社同人、吳江の生員吳鑑は知縣に自らの意見を條陳したが容れられず、「公務用の机をひっくり返」し、大いに縣衙を鬧した。もし明末であれば、知縣は面目を失ない、吳鑑は肩を聳やかして退場したことであろう。だが事實はそうならなかった。吳鑑は即ちに逮捕され下獄、薙髮令によって人心が動搖した際、竟にみせしめのため處刑されたのである。⁽¹⁸⁰⁾「明季の舊習」たる優免の濫を禁革せよ、とは江南平定の前、順治元年十二月から言われていたことで、これは江南平定後も無論三令五申されている。⁽¹⁸¹⁾やはり「明季の弊習」である官僚の私交が禁じられたのは順治二年六月。内外各官は己が「職業を盡す」ことのみを心がけ、斷じて「明季諸臣」の如く位を出でて妄りに言い、黨與を形成してはならぬ、とは同年閏六月の上諭。また三年三月、清朝の首科殿試でまず問われたのは、他でもなく朋黨問題であった。⁽¹⁸²⁾「明季の弊習」を典型的に體現しているのは江南士人であり、清朝は彼らに對し、不信と警戒の念を懐いていた。順治三年八月、蘇松巡按趙弘文は吳偉業、楊廷鑑等十五員を疏薦したのだが、これは「みだりに吳地の郷紳多員を推舉し、恩を賣って私的不正をはたらこうとした」ものとされ、降二級調用の處分を受けている。⁽¹⁸³⁾當時、清朝は實際の人材不足と人心收攬のため、手當り次第と言つてもよいほど故明官僚の吸收に務めていた。趙弘文が推舉したのは僅か十五員、しかも吳偉業、楊廷鑑といえは崇禎中の榜眼、狀元、極めつきの翰林である。だが彼ら江南士人を代

表する様な人物は、清朝から見れば、江南の典型的士人であるが故に、何ともうさん臭かったのである。

清朝が江南士人の「舊習」を決して許さぬことは、誰の目にも明らかであった。しかも江南士人は陸續と出仕し、或いは清朝の行なう科擧を受け、或いは順民として清朝の支配を甘受したのである。復社、幾社の同人であり、崇禎十一年の阮大鍼追放運動、留都防亂公掲にも署名した李雯は、薙髮に際してこう言った。「今、天子の聖徳は日々に新たとなり、萬方を富有せられている。一旦、古えの禮樂に稽え、新たなる制度を作られ、その帝王たることをはっきり天下に示され」た以上、何をためらうことがあろう、と。⁽¹⁸⁴⁾固より薙髮に對する士民一般の抵抗感は大きく、誰もが李雯の様だったわけではない。しかし、髮に殉じた人など例外も例外だったのでないか。やはり曾ての復社同人、そして顧炎武の友人でもある歸莊は「親朋姑息の愛、我に逼りて胡俗に従わしむ。……やんぬるかな追うべからず。頭を垂れて涙矧に滿つ」とか「隱忍してしばらく生を偷み、座して待つ眞人の起つを」などと泣きごとを並べているが、彼らに出来るのはせいぜい自分の本意ではないと辯解し、「眞人」の出現を夢想することくらいであった。李雯は言う。幾社の創設は科擧に合格するためであった。明代において成功しなかった以上、清代になって官僚となることに何の問題がある、と。⁽¹⁸⁵⁾薙髮に關してと同様、李雯のこの語は極めて直截、殆ど痛快といってもよいほどだが、これは仕進に熱中する少なからぬ舊「黨人」の言い分を代表したものと云えるだろう。彼らにとつて復社、幾社は、結局の所、功名への近道であったに過ぎず、政治的、社會的、或いは學問的運動としての社事は、今となっては雲煙過眼、まず若氣の至りといった所であった。順治十年、江南學政張安茂が社選禁止の布告を出したことは第一章で既に見たが、この張氏は實の所、李雯と同じく復社、幾社の同人だったのである。彼は順治二年の郷試を早速に受験し合格、四年には進士となり、學政に拔擢されるや即ちに社選禁止の布告を出した。張安茂の轉身は確かに際立ったものである。だが『復社姓氏傳略』といった書を一讀すれば、それは決して例外ではなく、むしろ典型であったということが理解されよう。應試について言えば、順治二年乙酉科郷試の受験者は、やはりさすがに多くなかったらしいが、しかし翌三年丙戌科になれば、「告病の諸生俱に出ず」と言われ、更に五年戊子

科に至るや「草間(187)に伏處」していた「社中の舊人」も「盡く出でて秋試に應じた」のである。新政權に對する舊「黨人」の消極的抵抗は、實際の行動を伴ったものについて言えば、せいぜい二、三年しか續かなかつた。「一隊の夷齊首陽を下る、六年（壬午科から）觀望はなはだ淒涼、當時はただ恥ぢず周粟を食むを、今日何ぞ防げん韃糧を補せらるを」云々という戲嘲の詩は、當時の情況を的確に寫しているのである。

江南紳衿に對する清朝の態度は實際きびしいものであつた。これに對する不滿がなかつた、などということは無論ありえない。しかし江南士人の對應は反抗ではなく迎合、媚をうることで何とか政權の御機嫌をとり結び、それで自らの利害全體ではなく個別の利害、を保全しようとするものだったのである。揚州十日、嘉定三屠は恐怖の記憶でありこそすれ、憎惡の原因とはならなかつた。順治二年七月、疾くに大清に投順していた蘇州では「貝勒が葑門に到るということで、…士民は遠くまで出迎えに行き、郷紳は掲帖を具えて往見せんとし、鄭重を極」めた。同月二十二日、「士民は李公（李率、刑部參政兼梅勒章京）の生位をととのえ、行列やら線香、鳴りものなどを具え」た上、新たに建てられた生祠にその牌位を安置した。また三年春、巡撫土國寶が失脚しそうになるや、吳縣長洲兩知縣が音頭をとり、「庠友に呼びかけて江寧に往き、内院（洪承疇）に對し土公を保留すべく陳情した。郷紳もまた自辦で舟を備え、知友をさそつて一緒に行」つた。更に四年五月頃、土國寶もまた生祠に祀られ、六年秋には知府吳崇宗にも生祠が建てられた。當時における生祠の建立は、清末の學者葉廷瑄が言う通り「遂に應酬の習套と成」りはてていたのである。李率泰や土國寶は蘇州士民にどう見られていたか。右に引いた記録の著者は、李率泰の生祠建立を記したそのすぐ後に、こういうことも書きのこしている。李氏はその愛妓が逃亡したため激怒し、ほとんど屠城しようとしたが、まもなくこの妓女が見つかったこともあり、何とかおさまつた、と。更にもう少し後には、歌童が逃げたため李氏はまたしても激怒、手當り次第に誅殺しようとしたが、捕官が必死に探した結果、これも見つかつて何とかことなきを得た、とある。屠城までしようとした、などという話に誇張がないかどうか、その詮索は姑く置く。ともかく、蘇州の士民はこの様な話を盛んに傳え、李率泰の粗暴、無能を

嘲笑し、以て内心の反感、嫌惡を示したのである。土國寶に對してはどうか。土氏の入城以來「しばしば不測の事態が生じたが、それらを鎮めて安定に導びく上で、彼は少なからぬ貢獻をした」とまずは上々の評價である。だがだからと言って、土氏が士民の愛戴を受けた、という様なことは考え難い。八年冬の記事に言う。土國寶が巡撫に再任されるや善政は殆ど無く、上下は皆、不満を懷いた。「彼は武夫でありながら」富貴を極め、しかも勇退しえず、あげくに自殺に追い込まれたのだ、と。政權の交代に伴う大混亂期に在っては、滿州であれ何であれ、とりあえず秩序を回復、維持してくれる者であれば、生祠に祀られるも不可はない。だが所詮は進退をわきまえぬ「武夫」のこと、終りを全うしえなかったのも宜なるかな、というわけである。土國寶に對するこの様な冷淡さ、輕蔑の念は、實は最初から蘇州士民一般に存在していた、そう考えるのが自然ではないだろうか。彼らは内心の不満を隠しつつ、清朝官僚に媚態を呈したのである。

江南の士人には抗清運動に参加した者も勿論いるし、また遺民として出仕、應試しなかつた者もかなりいる。だがそうした人は結局のところ少數派であるし、また所謂「遺民」といっても、その内實は様々なのである。顧炎武と言えば、その「完節」を疑う者は誰もいまい。だが彼は遅くとも順治十五年には、曾ての復社同人、そして今や清朝の官僚たる永平道宋琬の聘に應じ、その臨時的幕友となっている。そして康熙四年、章丘に十頃の田産を置いた後も、彼はしばしば幕客として清朝官僚を助けたのである。⁽¹⁹⁾固より幕友になることと出仕は異なり、彼が節を完うしなかつたというのではない。だが直接、間接の違いこそあれ、彼が清朝政權に協力したこと、これはやはり否定しきれぬであろう。また太倉の癡紳王時敏は、出仕もしなければ幕友ともならず、「故國の遺民」としてその生涯を終えた。だが彼が「遺民」として晩年を過したというのは、崇禎十三年すでに致仕し、鼎革後も三十頃の田産を保持していた老人が、今さら敢えて出仕しようとはしなかつた、ということに過ぎない。⁽²⁰⁾彼には清朝に反抗する氣持など毫も無く、それどころか積極的に大清の順民になりおせようとしていたのである。順治十二、三年頃、王氏はこの様に述べている。「當今、田賦に關する法令は極めてきびしく、僅かでも滯納があれば、その禍もまた極めて重い。これは天下いずこも同じであるが、わけても江南が第一であり、

……まことに劇苦である。しかし……田産があれば税を納めるのは固より臣民の通義であり、遅らせるわけにはいかない。ましてわが家からは新たに進士を出し、紳縉に列せられているのに、下々の頑戸と同じというのでは世閒體も甚だよろしくないではないか」と。⁽¹⁹²⁾ 彼は大清の臣民たるもの完糧は當然の義務であると訓え、また進士を出すことで、いわば正式に紳縉の家に復活したことを誇る。勿論「劇苦」について不満がないわけではない。とりわけ奏銷案の後ではさすがに輸將の苦みを訴え、「烏紗」「胥吏」に對する愚痴を盛んにこぼしているし、康熙五年の家書でも「當時の有司苛虐の状はほとんど人理なきものであったことを述べている」という。⁽¹⁹³⁾ しかしその様な不平不満、愚痴はあくまで有司や胥吏に對するものであって、決して清朝政權そのものに對する批判、攻撃ではなかった。というのも、彼は馮詮や金之俊といった中央の大官、また巡撫より知府知州に至る各級地方官あてにしきりと干請の書簡を送り、或いは蘆課を何とかしてほしいと嘆願し、或いは地方官の推薦や保留をし、或いは既に見た如く、試験をよろしくと依頼しているからである。⁽¹⁹⁴⁾ つまり彼は政權を批判するどころかそれにすぎること、太倉という個別地方、そして何よりも自分自身の利害を守ろうと務めたのである。

士人は個別の問題については様々に不平不満を懷きつつも、その最終的選択としては清朝を支持した。土國寶は確かに「武夫」に過ぎないが、しかし彼が治安維持の上で果たした役割は評價できるのである。順治二年九月初一日、蘇州の生員たちは土國寶に對し、「鄉村に告示を出し、佃戸が法に遵って租を納めるよう督促」⁽¹⁹⁵⁾ することを請うたが、士氏はその場でこれを承諾している。またこの年、「主従を極めて重」⁽¹⁹⁶⁾ んじた太倉州では、鼎革の故を以て従來の身分秩序が崩れ、奴變という事態に至ったのであるが、舊主人らはもはやどうすることもできなかった。だがこの様な情勢は清朝が斷乎紳士の側に立ち、死刑を以てこれを鎮壓したことにより「主従の分、始めて定まれり」となったのである。⁽¹⁹⁶⁾ 清朝は政權に對抗しようとする紳權にはあくまできびしい態度をとったが、一面、従來の社會秩序を維持するという點では、紳權の保護者でもあった。士人にとって、鼎革によって一時的に生じた權力の空白は、一刻も早く填められねばならなかった。さもな

くば、その空白から生ずる抗租、奴變といった極めて危険な動きを彈壓しきれず、輸將の劇苦などといったものではない痛手を負うやもしれぬからである。たとえ自ら組織した政權ではないとしても、強力な権力が自らの保護者として登場したのであれば、これを支持せぬいわれなどあるだろうか。かくて抗清運動は廣汎な士人の支持を集めえず、孤立のうちに撃破された。そもそも抗清運動に参加した鄉村、城市の庶人は、何も明朝に忠義を盡していたわけではなく、清朝という體制に反抗していたのである。従って彼らは「米を出せと郷紳に要求」したり、土豪劣紳、例えば曾ての復社同人錢禧、を焚き殺す、といった事件を引起したりもした。この様な抗清勢力は、一般士人から見れば正に「亂民」「鄉村烏合」「狂逞之徒」に他ならないし、またその様な「亂民」にかつがれた士人、例えば曾ての復社同人李楷、が匆々に投降し、清朝もこれを受け容れているのは、何ら怪しむに足らぬのである。⁽¹⁹⁷⁾

清代の紳士たちは、いわば面子を捨てることで自らの保全を達成した。政權と垂直に統一されている限り、各地方における紳權は保護され、尊重されたのであり、かくて清代においても「罪を巨室に得るなかれ」という言葉は、依然として地方政治の要訣であった。⁽¹⁹⁸⁾しかし紳權が水平に連絡し、それで政權に對抗するといった、明末的現象はもはや再演されない。そしてこれを地方官の側から言えば、曾ての様な、敢えて政權の意向を無視しても紳權の側につくといった選擇は、もはや自殺行爲に等しくなったのである。そうでなくとも清朝の地方官に對する監督、規制は甚だきびしいものであった。順治親政以來、蘇州府と府屬諸縣、とりわけ吳縣、長洲、太倉などの知事は軒並み降去、革去、劾去となっており、昇任を果したのは例外といつてよい。⁽¹⁹⁹⁾しかもこの様なきびしい對應は、康熙中年に至るもなお續いているのである。更に順治親政期に在っては、單に知府知縣に止まらず、上は總督、巡撫に至る大吏に對してもきびしい取締りがなされ、巡按御史の彈劾が威を振った。⁽²⁰⁰⁾前に言及した土國寶の自殺はその一端に他ならない。また順治十二年には貪官に對する處罰が輕すぎるとして、「凡そ受贓十兩以上に至る者は、律に依つて罰を定める外、枉法不枉法を分たず、俱にその家産を籍沒して官に入れる」という例が定められている。受贓十兩で籍沒というのは、何か滑稽な感じすら覺える規定であるが、ともか

くこの例によって、あらゆる官僚はいづ籍没の憂き目を見るやもしれぬ、という状態に置かれた。もつとも十六年になるとこの規定は「その籍没を免じて四十板を責め、席北地方に流徙」と改訂されているが、孰れにせよ異常にきびしい處分であることに變りはなく、しかもこの改訂例は刑部の反對があつたにもかかわらず、少なくとも順治中は維持されたのである。⁽²⁰¹⁾勿論、中央の方針、法制上の規定と地方の現實には落差があり、地方官が郷紳にとり込まれるという事例も、個別的には無くなっていない。順治五年より十年にかけての太倉知州陳之翰、その後任で十六年まで在任した白登明二人は、各々「錢糧未完を以て革去さる」「積逋未完を以て降去さる」と方志に記されるが、⁽²⁰²⁾これは明らかに異例である。確かに當時の蘇州知府州縣で革去、降去というのはありふれているが、しかし「錢糧未完」「積逋未完」という文字が明記されているのは極めて少數だし、また在任期間が五、六年に及ぶというのも珍しいことである。實を言えば、陳白二氏、とりわけ後者は王時敏が推薦、保留に務めた人物であつた。⁽²⁰³⁾王時敏は馮詮や金之俊といった政權の中樞に直接干請しうるだけの力をもっており、かくて太倉においてはなお逋欠が頗る横行し、しかも知州が即ちその地位を逐われるということもなかつたのである。しかし同時に、この事例は時がもはや明末でないことをもはっきり示している。即ち、どれほど有力であれ、個別の郷紳がもつ力は限られており、その様な分散した力を以てしては、自らと通じた地方官を昇任させることは愚か、その降革を防ぐことさえ出来なかつたのである。

曾てあれほど盛んであつた黨社運動があえなく敗北したのは、要するに紳權の、「黨人」自らの弱さのためであり、彼らに寄せられた支持の薄さのためであつた。社の活動がなお盛んであつた時代、醇儒たちは無論これを白眼視したし、一般士人も好意的とは限らなかつた。陸隴其の父は吳麟徵の言葉を擧げ、息子に訓戒して言った。「官となつて黨に入らず、秀才で社に入らなければ、それでもうあるべき姿の半分まではいっている」と。⁽²⁰⁴⁾また張履祥は復社こそは天下蒼生を誤るものだ、という友人の忠告により「張溥、周鍾の門に陥らずにす」⁽²⁰⁵⁾んだ。一般士人から見ても、社の運動は何といつても「君子は黨せず」の訓えに反するものと思われたし、分別ある立場からすれば「交友があまりに廣くなれば應酬も繁くな

り、名前があまりに高くなれば造物の忌む所となる」以上、入社は強くためらわれるのであった。²⁰⁶ 實際、この様な「良識」は復社内部にさえ存在していた。黄宗羲の先輩であり、浙東における有力な復社同人であった陸符は、復社聲氣の盛を憂え、閻修を心がけて聲聞を事とするな、と呼びかけたという。²⁰⁷ また復社、及び杭州登樓社同人で、夏允彝や黄宗羲の友人でもあった朱一是は崇禎十六年、ある社に入ってほしいとの依頼を断わってこう述べている。私ははからずも社の指導者に認められ、聲氣の仲間に入ったが、しかし社の運動は底知れぬ弊害をもたらすものであった。「蓋し野で社を組織するのは朝で黨を作るのと同じである。あなたは東林の害を見ていないのか。」東林を創めたのは君子であるが、それは結局「仲間であれば援助し、己れに異なる者は攻撃し、好悪はあっても是非はなく、友朋を一義として君父を忘れ」るということになり、遂に今日のあり様を招いたのである。私は自ら横流の中に居た者であり、その極弊はよくよく承知している。しかるにどうしてそれを助長する様なことが出来よう、と。²⁰⁸ 「友朋を一義として君父を忘れ」ることが悪であり、明朝政權の命運が自らの命運であるならば、確かに黨社運動は有罪と判定されるであろう。朋友の一論こそは復社の原理であった。この原理をあくまで貫こうとすれば、それは既存の君臣一論と衝突せざるを得ない。そしてこの時、「黨人」朱一是は慄然としておののき、自らの罪を懺悔したのである。彼は軟弱であっただろうか。その通り。だがその軟弱さとは彼個人のものでは固よりなく、「黨人」全體の、復社とそれを生んだ紳權の軟弱さである。朱一是はむしろよく見ている、といふべきであろう。明末當時にはなお自らの立場に氣づかずにはいた「黨人」も、現實に明朝が崩壊するや、陸續と黨社運動に對する反省の聲をあげ始めたのである。夏允彝がその『幸存錄』において、東林批判をしたのは有名な事實である。陸符の密友にしてやはり黄宗羲の先輩である萬泰は、順治十四年、斯大、斯同らに訓えてこう言っている。文社を作るならただ同志十人ばかりを集めるのみとすべきで、決して無闇に多くの人を集めてはいけない。その様なことは「有害無益で断じてよろしくない。ただ門を杜して靜座し、時に同心の言を取ってそれを味わい益を受くようにせよ」と。²⁰⁹ また北方の數少ない舊復社同人、そして道學の徒として有名な孫奇遇は、口を開けば友朋、友朋と言っていたが、しかし同

時に「顧厨俊及の禍は實に自ら取る所」であり、「友朋」と「標榜」は全く無縁のもの、とも説いている。彼によれば、講學の實は無くしてはならぬが、講學の名は無くともよく、たとえ國事や人物を論評しないとしても「衆を聚めて座にのぼり開講」するといった、明末風の講學はよろしくないのである。⁽²⁰⁾更に顧炎武。青年時代の彼は、復社が成立すると早速これに参加し、「厨俊の後塵に隨」⁽²¹⁾って「名を知」られていた。しかるに彼は、清代に入るやこう主張する。「天下の患は諸地方の見ず知らずの人を聚め、彼らをして朋黨を作らせるようにすることより大なるはない。」生員というのは本來互いに何の關係もなくいるのに、一たび科擧に合格するや座師、房師とか門生、同年などといって、どうすることも出来ぬほど堅く仲間を作り、遂には「黨を作って人を排斥し、君主の権力を取ってわがものとするに至る。」故に門戸の習いを除くためにも生員を廢止すべきだ、と。⁽²²⁾復社の少壯は今や恰も清朝政權の代辯者の如くになった。言うまでもなく、顧氏の轉身は顧氏一己のものなどではない。前の朱一是、後の顧炎武、彼らはまぎれもなく明末の「黨人」だったのである。

朋黨問題において明末から清初への變遷を具現していた顧炎武は、政權をめぐる問題においても彼の時代を端的に表現している。彼には新しい政權構想があった。しかもそれは「私」の肯定という明末の最も先鋭的な觀點をその根底に据えている點で、あまたの議論をはるかに抜いているのである。彼は言う。「天下の人がそれぞれ自らの家を思い、自らの子を大事にするのは當り前の人情である。天子のため、百姓のため、という心は必ずや自らのためにするのに及ばない。これは三代以上からすでにそうであった。聖人なる者はそこでこれを利用して、天下の私を用いてそれで一人の公を成し、そして天下は治まったのである」と。彼は「私」の肯定を通じ、その有名な「地方自治論」を展開する。各州縣はその長を自らの地より選び、財政と人事に關する決定權をもつ一方、督撫司道といった監督官廳はこれを廢止せねばならぬ、と。⁽²³⁾ここに明末江南における紳權の願望があるのは見やすい道理であろう。彼の一半は確かに明の遺民であった。だがしかし、彼は一體どの様にしてかくの如き「地方自治」を實現するというのか。「聖人の起こるあらば」きつとこうしてくれる、というのがその答えである。また彼は統一された王朝政權の存在を自明の前提としているが、一體、彼の言う様な「地方

自治」、というよりはむしろ地方割據、ほどの様に統一され、中央を形成するの否か。縣令は終身その任にあり、しかもその地位は世襲、また人材登用は郷舉里選の意により推薦制にする、と彼は言う。⁽²¹⁴⁾つまり地方は有力者の私的權力に委ねられるのであるが、ではこれによって生ずる無數に分割された地方の恣意は、どの様に調整されるのか。こうした問題につき、彼は黙して何も語らない。要するに、彼の構想は構想と言わんよりはむしろ空想であり、即ち無力な、非現實的なものである。この外、八股を廢止して試験科目を大幅に増やし、一方で賜爵、賣爵を行ない、また辟舉の法をも併用せよという試験制度に關する提案、銀を廢止せよという經濟政策における提案も、全く馬鹿げたものである。⁽²¹⁵⁾八股による試験はなるほど「五尺の童子でも……功名を勝ちとりうる」お手輕な制度かもしれぬ。だが試験科目を大幅に増やせばどうなるか。ただでさえ廣くはない生員への門は極度に狭くなり、教育、應試の期間は大幅に長くなる。そうなれば、「五尺の童子」は愚か一般士人でも、大半はその負擔に耐えられず、權要勢家の子弟のみがよくこれに應じうる、となるに違いない。ここに辟舉の法が加われば、社會内容の流動性は殆ど失われ、一種の貴族制が生まれることとなる。しかも賜爵、賣爵により生員がもつ弊害、その身分を利用しての包攬といったこと、は何一つ無くならない。つまり八股による科舉の利點は失われる一方、その弊害は無くならないのである。銀の廢止に至っては、要するに經濟を數百年逆もどりさせるに等しく、全く問題にならない。顧炎武の政權構想は、その發想において甚だ優れたものをもちながら、しかも現實には全く無力な空想に墜ちるのである。明末の黨社運動が政治理論の上でたどりついた頂點、黃宗羲の『明夷待訪錄』⁽²¹⁶⁾はどうか。その「原君」「原臣」諸篇は確かに傑作の名に恥じぬ、不滅の論文であろう。だが「原君」「原臣」諸篇の理想を實現する所以は何かと言えば、やはり「王者の起こるあらば」であり、聖人の「訪うを待つ」のみである。更にその具體的政策論であるが、これまた顧炎武と大同小異のものに過ぎぬのである。曰く、試験制度は科目を増し、墨義を復活させ、また郷舉里選や任子、辟召をも復活させる、と。つまり試験制度を古代、中世のそれにもどすというわけである。藩鎮の復活、金銀の廢止、差役の復活、國家財政の規模を「千里四方」の天子と同様に論ずること、兵農一致を説くこと等々、黃氏自

身は無論大まじめであるが、しかしこれらの非現實性は、少なくとも我々から見れば、全く論を待たぬであろう。この様ないわば極端に頭でっかちの、一種奇妙な不均衡は決して偶然ではない。明末の士人は、その最先端においては、自らの運動方向を新しい政權構想に總括しうるほど進んでいた。だがその構想を現實的なものとするには、彼らの力量はあまりに貧弱だったのである。かくて現實となったのは、弛緩しきった政權のたがを強力に締め上げるべく登場した、清朝による支配であった。この清朝と士人の關係は頗る微妙たらざるを得ない。勿論、士人が清朝を支持し、清朝が士人を保護したことに間違いはない。しかし、士人の清朝政權に對する支持は必ずしも衷心からのものとは言えず、故に政權は絶えず警戒の眼を光らせ、僅かでも明末の方向が進長しそうであれば、何としてもこれをおし止めなければならなかったのである。順治より乾隆に至る清朝前半を通じ、一貫して追求されたもの、それは既に見た如く、明末の再來を阻止することであった。曾てあれほどの盛りあがりを見せた明末の黨社運動はあえなく壊滅したが、しかしそれを支えた精神は、決して一朝にして眞に消滅してしまつたわけではない。それはその弱さの故に形を變え、伏流化してはいたが、それでもなお一綫の緒をとどめていた。清朝政權が行ないえたのは結局のところ、この伏流を表面化させぬこと、とにかく力づくでこれをおさえ込むことであつた。士人は清朝の要求する絶對的服従をあっさり受容した。しかしそれは形式上のことであるに止まり、また清朝も結局それ以上を要求しえなかつたのである。これは一種の閉塞狀況であり、清朝の力による支配を成功させはしたが、同時に力による支配しか成功させなかつたと言えよう。漢學というものが樸學という形式をとりつつ存在した所以、それは正にこの閉塞狀況であつた。漢學をその根底において支えていたのは明末の精神である。漢學はその内容に即して言えば、どうして仲々に危険なものだったのである²¹⁷。だが明末の弱さは、その精神を明末のままの形で存続させえなかつた。明末の精神は清朝の要求を容れ、自らを殆ど窒息するまでに縛りあげ、畸型にしてしまった。樸學がもつ一種異様な美學、極度の禁欲、自己表現の徹底的抑制、は確かにある種の魅力をそなえているが、しかし極めて不自然なものである。樸學という形式が崩れ、學者が再び自らの思想や感情を直接に語り始めるには、清朝政權の衰落を待たね

ばならなかった。そしてその衰落がもはや決定的となるに至り、「學會」による「紳權」の興起が叫ばれることとなるのである。⁽²¹⁸⁾ 清末の學會と明末の文社は、二百五十年という時間の差だけ異なるものであろう。だがこの二百五十年とは結局、何であつたのか。それは今なお無意識のうちに中國そのものとして扱われることのある、閉塞と停滯の時代であつたのではないか。してみれば、清末に明末の復活を見ることもあながち皮相の見解ではあるまい、⁽²¹⁹⁾ とまずはその様に思われるのである。

注

- (1) 葉夢珠『閱世編』二、學校一、康熙『平和縣志』三、學校、學田
- (2) 『世祖實錄』順治四年六月壬申、『閱世編』同前
- (3) 『皇朝文獻通考』六九、學校七、『世祖實錄』順治十五年六月丁卯朔、『閱世編』同前
- (4) 『閱世編』同前
- (5) 『世祖實錄』順治十五年七月戊午
- (6) 『世祖實錄』順治十五年五月戊戌、嘉慶『學政全書』(以下「嘉慶」二字は省略)五一、貢監事例下、康熙『杭州府志』二五、選舉下(歲貢停止については乾隆『湖州府志』三三三等にも同様の記載がある。)
- (7) 『皇朝文獻通考』六九、學校七、『學政全書』六五、學額總例、同五一、貢監事例下、歲貢復活については前注『杭州府志』等。
- (8) 『閱世編』同前
- (9) 康熙『平和縣志』同前、『閱世編』二、學校三、『學政全書』三三二、優恤士子
- (10) 『聖祖實錄』康熙二八年六月丁丑、同三五年七月癸亥
- (11) 『閱世編』八、文章、この時處罰されたのは幾社の流れを引く同聲社の領袖孫承恩(順治十五年戊戌科狀元、原名曙)らである。詳しくは王應奎『柳南隨筆』二を参照。
- (12) 李漁『資治新書』六、訓士、申飭教條
- (13) 『世祖實錄』順治八年三月己丑、『學政全書』七、整飭士習、同三一、
- (14) 約束生監、同四、學校條規、同六、釐正文體、同十四、書坊禁例
- (15) 『明史』選舉志一
- (16) 萬曆『大明會典』七八、風憲官提督、『張太岳文集』三九、請申舊章飭學政以振興人才疏
- (17) 『資治新書』六、禁社選「明代相傳止有墨牘、房書之刻、起自嘉隆、是時文章之權歸於上、故風氣一、而好尚同也、迨禎朝、社刻紛爭、人標赤幟、蓋儒林矜式、部中自有頒行官本、非諸生所得定低昂也、如依舊抗違、選者提究、書賈一體論罪」
- (18) 『世祖實錄』順治九年三月己卯、同四月辛酉
- (19) 『世祖實錄』順治九年十月癸丑、十年四月甲寅、十五年四月丁亥、十六年四月辛丑、同十月丁酉、同十一月甲戌、『學政全書』三三三、舉報優劣洪武臥碑は萬曆『大明會典』七八、學規に、順治臥碑は『學政全書』四、學校條規によつた。
- (20) 顏光敏『顏氏家藏尺牘』三、張贊善烈
- (21) 『世祖實錄』順治十七年正月辛巳
- (22) 『學政全書』十四、書坊禁令
- (23) 『世祖實錄』順治十三年三月癸卯
- (24) 談遷『北遊錄』紀聞下、陳名夏
- (25) 同前、李雯、『閱世編』四、名節一、張相文『白畚山人年譜』上、隆武二年、永曆元年、同二年各條、顧師賦『梅村先生年譜』四、順治十年、康熙『平湖縣志』七、過銘蓮傳、康熙『新建縣志』二八、徐世溥

傳、孫奇逢『孫徵君日譜錄存』十二、順治十六年十月初五日條載黃敬
渝孝廉小傳、『清史列傳』七九、馮銓傳

- (26) 『世祖實錄』順治十五年六月辛卯、なお陳名夏蕭清に關しては韓復煜
「陳名夏兩黨案述略」(『清史論叢』七、一九八六)があり、「滿漢民
族矛盾的一個反映」と謂うが贊成できない。本論は謝國楨『明清之際
黨社運動考』(一九三四、商務印書館)第六章に云う「馮銓是魏忠賢
的逆黨、名夏是東林の後裔」という觀點に據っている。その理由は本
文に明らかであろう。

- (27) 『世祖實錄』順治十二年三月庚子、十三年二月丙子、十四年正月戊午
(28) 『開世編』二、科舉五

- (29) 『聖祖實錄』康熙二年八月癸卯
(30) 『孫徵君日譜錄存』十九、康熙二年四月二日、又同二十、康熙二年
八月十八日、二三日、九月二日等

- (31) 『聖祖實錄』康熙四年三月壬寅、同七年七月壬寅、『開世編』二、科
舉五

- (32) 董合『三岡識略』(靜嘉堂藏鈔本)四、不認本房(說鈴後集本『蕁鄉
贅筆』にも見ゆ)

- (33) 『世祖實錄』順治十年四月乙未、『聖祖實錄』康熙六年四月甲子、同
庚午

- (34) 李桓『國朝耆獻類徵初編』四一四、徐瑞星(陶元淳撰合葬誌銘)朱彝
尊『曝書亭集』三五、曝書亭著錄序

- (35) 『孫徵君日譜錄存』十九、康熙二年四月十三日「寄申之諸友、世事至
此、尙敢開口論天下事、天下人哉、循省從前、亦覺多說幾句閒言語、
多做幾篇閒文字、今耄矣、痛自誠、因念諸友犯此病者不少、幸轉相告
語、共誠之」

- (36) 同前、康熙二年五月初二日「前聞南中有文字之禍、昨見京報、有刻書
之禁、靜言思之、無前日之刻、則無今日之禍也、刻誠多事、禁未必不
是」同五月二十二日「答孔心一學使、舊有近指一篇……功令既有刻
書之禁、則小言斷不敢勞付梓人矣」同二十、康熙三年二月初九日「新
安李燮五、因刻甲中大難錄被逮、犯私刻之禁也」

- (37) 『世祖實錄』順治十二年三月壬子
(38) 陶湘『清代殿板書目』、故宮博物院『故宮殿本書庫現存目』

- (39) 植黨論「爲臣之道、其類不一、大約不植黨、與不愛虛名、不營己私、
……而要莫大乎植黨、……或曰、……古人之言遼道、終及朋友之交、
則又何也、不然、亦各權其重耳、夫人平居里閭、則重友誼、比肩事主、
則重臣節、重臣節即不得復論交情」好名論「凡爲臣者、宜崇實效、不
宜務虛名、……所謂不好名者、令其專力於實、以期有濟於國耳、……
好名之弊、必黨比矜爭、貽害深遠、如東漢李膺荀昱等、徒以善善惡
惡、更相標榜、立顯爵俊及之名、至隕其軀、無裨於世」營私論「天地
以無私成其至公、人君奉之、以馭天下、故喜怒無毗、刑賞必當、況爲
人臣者、而可懷私心、以自遂者乎」作僞論「夫上之於下、孰不欲以至
誠相接哉、使人臣各秉誠以事其君、亦何嫌何疑、而不視爲手足腹心也
者、夫惟因僞而後疑、因疑而不信、則皆作僞者之自取也、……故不誠
則僞、不僞則誠、織介之差、繆乃千里、危乎微乎、在人臣深辨耳」な
おこの書、四庫全書本では「御定人臣傲臣錄、大學士王永吉恭纂」と
し、それが恐らく事實なのだろうが、ここでは内版の書名(前注)、
及び雍正帝の言(注75)によって「御製」とする。

- (40) 『世祖實錄』順治十三年二月丙子
(41) 同前、順治十七年五月壬午
(42) 陶湘『清代殿板書始末記』(『清代殿板書目』卷首)
(43) 『通志堂經解』徐乾學序
(44) 蕭爽『永憲錄』一、康熙六一年十月
(45) 『聖祖實錄』康熙二十一年七月癸酉

- (46) 同前、康熙九年正月丙申、二十四年四月辛卯、二十五年三月丁卯、同十一
月丙申、二十六年五月辛丑、二十七年九月乙卯、四十年六月庚辰、四十一
年五月丁亥、四十二年八月癸卯、四十二年六月庚午、四十二年十一月辛酉、四
十四年四月癸巳、同閏四月丙申、同十一月庚辰、五十二年二月丁巳

- (47) 同前、康熙二十五年四月甲午、同閏四月庚申、『三岡識略』九、資治通
鑑補(『蕁鄉贅筆』にも見ゆ)

- (48) 『學政全書』二二、考試題目「皇朝文獻通考」四七、選舉一、同六

九、學校七

- (49) 夫馬進「閩鼎重『燕行日記』」に見える王秀才問答」(河内良弘編『清
朝治下の民族問題と國際關係』一九九〇年科研報告) 引閩鼎重「老峯
先生文集」十、王秀才問答、陸隴其「三魚堂日記」(陸子全書十卷本)
三、乙卯四月初九
- (50) 陳祖武「李光地年譜略論」(『文獻』一九八九—三)
- (51) 李慈銘『越縕堂文集』六「書沈青玉先生冰壺集殘本後」引沈氏文
- (52) 錢儀吉『碑傳集』二五、王文誠公傳(劉紹攸撰)
- (53) 『聖祖實錄』康熙六十年三月庚午、同六月戊戌、又『永憲錄』卷二上
- (54) 『聖祖實錄』康熙三十二年十月辛酉
- (55) 同前、康熙五十四年四月丁卯
- (56) 同前、康熙三十二年六月丁巳
- (57) 『碑傳集』十六、工部尚書湯公神道碑(徐乾學撰)『鄭逸梅收藏名人
手札百通』(一九八九、學林出版社) 載湯氏手札
- (58) 『聖祖實錄』康熙三十二年二月辛丑、五十二年十月乙卯、四十九年四月丙午
- (59) 『聖祖實錄』康熙十八年二月癸巳、『三岡識略』十、科舉異變(『蕞鄉
贅筆』にも見ゆ)『聖祖實錄』康熙三十年四月戊午、同十一月己未、
四一年六月戊午
- (60) 『聖祖實錄』康熙五十年十月甲子、五一年六月丁巳、五二年正月甲辰
- (61) 同前、五十年十月丁卯、五二年二月乙卯
- (62) 同前、五五年二月己巳
- (63) 『世宗實錄』雍正元年五月己亥、同十月乙丑
- (64) 『學政全書』六、釐正文體
- (65) 『永憲錄』三、(二年六月)『學政全書』七、整飭士習、三一、約束生監
- (66) 『學政全書』三四、季考月課
- (67) 同前、三一、約束生監、『永憲錄』續編(六年四月)
- (68) 『學政全書』三三、舉報優劣、三一、約束生監、三四、季考月課
- (69) 同前、七、整飭士習(この上諭は『實錄』雍正十二年九月戊子に見え
るが、頗る刪節あつて『學政全書』の全きに及ばない)
- (70) 『世宗實錄』雍正二年七月丁巳、なお「御製朋黨論」は宮崎市定『政
治論集』(一九七一、朝日新聞社『中國文明選』第十一卷)に收めら
れ、著者の見識にもとづく懇切な解説が加えられている。
- (71) 同前、元年四月丁卯、四年三月甲寅
- (72) 同前、七年七月丙午
- (73) 『大義覺迷錄』一「人生天地間、最重者莫如倫常、君臣爲五倫之首、
較父子尤重、……而逆賊……自絶於綱常倫紀之中、……天良盡喪」
- (74) 『清代文字獄檔』第九輯、曾靜遺徒張倬投書案、雍正十年九月七日湖
南巡撫趙弘恩等奏摺、『大義覺迷錄』二
- (75) 『世宗實錄』雍正六年八月己丑、同九月丙寅
- (76) 『大義覺迷錄』二「彌天重犯因思、君臣一倫、至大至重、分雖有尊卑
之別、情實同父子之親、本于天命之自然、無物不有、無時不在、通古
今、徧四海、而未嘗有異也」『伊旣知君臣之倫、情同父子、……撫我
則后、虐我則仇之語、亦非正論、夫君臣父子、皆生民之大倫、父雖不
慈其子、子不可不順其親、君即不撫其民、民不可不戴其后、……蓋明
太祖本以元末奸民起事、恐人襲其故智、故汲汲以防民奸、順治帝の洪
武評價は『世祖實錄』順治十年正月丙申等、『實錄』に散見する。康
熙帝のは『永憲錄』二下(雍正元年十月)の康熙上諭が典型的。
- (77) 黃印『錫金識小錄』一、胥吏
- (78) 『聖祖實錄』康熙五十二年十月庚辰、『三岡識略』十、官紳接見有禁
(『蕞鄉贅筆』にも見ゆ)
- (79) 『錫金識小錄』四、縣試
- (80) 『聖祖實錄』康熙五十六年十一月丙子、『永憲錄』一(康熙六一年十二
月)同二下(雍正元年十一月)同四(雍正四年五月)
- (81) 『世宗實錄』雍正三年七月己亥、なお雍正「欽定吏部處分則例」卷首
に載せるこの上諭には、文末に「如敢故違、必重治其罪、特諭」の十
一字がある。
- (82) 『世宗實錄』雍正七年十月乙丑
- (83) 『殊批諭旨』王國棟摺(無署名月日)殊批
- (84) 同前、胡鳳鞏摺(雍正三年十月初三日)
- (85) 『世宗實錄』雍正元年九月壬寅、同十一月丁丑朔、二年九月丙辰、同

- (86) 十月乙亥、同庚寅、八年四月己亥朔、十一年四月壬子朔
『學政全書』三三、學報優劣
- (87) 道光『武進陽湖縣志』十七、選舉一
- (88) 『大義覺迷錄』二「朕於雍正元年、即有舉賢良方正之恩詔、邇年以來、有各省州縣延訪孝友端方、才可辦事、而文亦可觀者、每歲各舉一人之諱、又有……又有……無如舉賢良方正、則各省學者寥寥、……蓋言爲心聲、人之文章、先由積學深造而成、尙可以略知其人之蘊蓄、……朕用人之道、並未嘗限於科甲一途、乃多方鑑拔、惟日孜孜、冀獲賢才、以爲蒞政臨民之選、用心甚苦、而其事甚難」
- (89) 陸世儀『復社紀略』(國粹叢書本)三、なおこの書については、本稿と同時に校本を發表する予定であったが、遂にかなわなかった。よって姑く國粹本を用いる。但しこれは甚だ劣悪なものである。
- (90) 『學政全書』三四、季考月課
- (91) 『永憲錄』續編(雍正五年閏三月)
- (92) 『學政全書』二一、考試題目、『永憲錄』二上(雍正元年五月) 道光『欽定科場條例』十三、乾隆四十七年議准
- (93) 『皇朝文獻通考』七一、學校九、『學政全書』十二、頒發書籍
- (94) 道光『欽定科場條例』十三、『學政全書』三四、季考月課
- (95) 『學政全書』五、崇尙實學
- (96) 『紀文達公文集』八、丙辰會試錄序、又『閣微草堂筆記』一
- (97) 『閣微草堂筆記』十
- (98) 『學政全書』三一、約束生監、六、釐正文體、三四、季考月課
- (99) 『世宗實錄』雍正七年十二月癸丑
- (100) 『勉行堂文集』一、正學論三
- (101) 『學政全書』二五、默寫經書、『聖祖實錄』康熙五十四年正月甲子
- (102) 『學政全書』十三、採訪遺書、『辦理四庫全書檔案』、又注(47)參照
- (103) 道光『欽定科場條例』十三
- (104) 『閣微草堂筆記』一
- (105) 『且介亭雜文』隔膜
- (106) 『清代文字獄檔』第一輯、劉震宇治平新策案
- (107) 同前、第八輯、閻大鏞悞悞集案
- (108) 同前、第九輯、馮起炎注解易詩二經欲行投呈案
- (109) 『聖祖實錄』康熙二十八年二月甲子
- (110) 『清代文字獄檔』第五輯、戴移孝碧落後人詩集案
- (111) 同前、第一輯、胡中藻堅磨生詩鈔案
- (112) 『且介亭雜文』買小學大全記
- (113) 『清代文字獄檔』第六輯、尹嘉銓爲父請諡並從祀文廟案
- (114) 同前、第二輯、蔡顯聞漁聞錄案
- (115) 同前、第二輯、齊召南跋齊周華天台山遊記案
- (116) 朴趾源『燕巖集』十四、熱河日記、鵠汀筆談
- (117) 謝國楨『明末清初的學風』(一九八二、人民出版社)四四頁引王邕孫『泚游百金方』序
- (118) 『雙節堂庸訓』五、文字勿涉刺誹、文章關福澤、勿紀錄時事
- (119) 『乾隆五十九年山東學政阮元示童書目』(書名代擬)「諸生在家習作古今體詩、間有對景抒懷之作、皆當中正和平、不可少涉怨苦愁憤之習、更不可涉輕薄譏諷之辭、此皆關乎心術福澤、勉之深之」この書は國會圖書館藏、目錄には『阮示書目』として著録される。詳しくは拙稿『舊書筆記』(『鸚鵡』二五、一九九一)參照。
- (120) 繆荃孫『續碑傳集』三、汪廷珍傳(淮安府志)
- (121) 陳夔龍『夢蕉亭雜記』一
- (122) 蘇興『翼教叢編』二、文仲恭侍御殿參康有爲摺
- (123) 『清代文字獄檔』第三輯、澹歸和尚徧行堂集案、乾隆四十年十一月十七日海成奏遵諭查辦徧行堂集皇明實紀喜逢春傳奇摺、『辦理四庫全書檔案』
- (124) 『清代文字獄檔』第三輯、澹歸和尚徧行堂集案、乾隆四十年十一月三日薩載奏飭詳查喜逢春傳奇本並繳徧行堂集摺、又前注引海成摺、同輯、袁繼成六柳堂集案、乾隆四三年閏六月十七日巴延三奏彙繳應禁書籍摺、又同年九月二十八日楊景素奏查禁六柳堂集摺
- (125) 同前、第二輯、屈大均詩文及雨花臺衣冠塚案、乾隆三十九年十一月戊午屈大均詩文止須銷燬屈稔瀆等俱不必治罪論、この外、第三輯の袁繼成

六柳堂集案、第四輯の陶煊張燦同輯國朝詩的案等。

- (126) 『乾隆四十二年巡撫浙江三咨送領回書籍名目冊』(書名代擬) 詳しくは拙稿「舊書筆記」参照。

- (127) 注(125)の上諭、同書第五輯、戴移孝碧落後人詩集案、乾隆四五年六月十七日閔鄂元奏審擬戴世道等摺、『辦理四庫全書檔案』乾隆三十九年八月五日上諭、四一年十一月十七日上諭、この外、同様の表現は以上兩書の處々に見える。

- (128) 『大義覺迷錄』一「昔明世嘉靖萬曆之時、裨官野史所以誣謗其君者、不一而足、如憂疑竊議錄、彈園雜志、西山日記諸書、咸訕誅朝廷、誣及宮靈、當時並未發覺、以致流傳至今、惑人觀聽」

- (129) 查禁の實際は「女直」とか「遼左」といった「違碍文字」を「悖謬」の目安とした。従つて中には「皇明制書」につき「皇明書查禁甚多、此亦其類、應銷燬」(雷夢辰「清代各省禁書彙考」一九八九、書目文獻社、三八頁)といったことも往々あるのである。勿論、李贄くらいになると「李氏遺書」につき「語涉乖僻」、李卓吾文集につき「議論狂謬」といった評定もあるが、しかしその『藏書』は「内載女直國紀、語有干礙」ということで禁書とされたのである。(同書、二二九、二四九、二二頁)

- (130) 李延昱『南吳舊話錄』六、張東野

- (131) 『瓶花齋集』十、答顧秀才紹帝

- (132) 『閱世編』四、宦蹟、顧炎武『亭林文集』一、生員論上

- (133) 沈德符『萬曆野獲編』四、聖功圖、十四、考官崎坐、『神宗實錄』萬曆二五年九月戊戌、十一月辛卯、辛亥、甲寅(明史)焦竑傳の記事は『實錄』等とやや出入あり、全面的には従い難い

- (134) 孟森『心史叢刊一集』科場案

- (135) 『王煙客先生集』尺牘下、致王光晉「稚兒童生某、皆髫年力學、有志向往、然非風胡委贖、曷增鏤理之光、非孫陽廻眸、曷長凡駘之價、用不禁砥礪深情、循例干請、倘蒙老祖臺俯垂藻鑑、拔置前茅、則寒門賤質、一家悉荷生成、他日幸邀寸進、授琴立雪、其敢一日忘明賜哉」又致金之後、致戴明說

- (136) 『黃宗羲南雷雜著真蹟』(吳光整理、一九八七、浙江古籍出版社) 與徐乾學書

- (137) 『錫金識小錄』四、縣試

- (138) 趙翼『簞曝雜記』二、徐健菴

- (139) 同前、殿試送卷頭

- (140) 注(138)に同

- (141) 『聖祖實錄』康熙三二年十月壬申

- (142) 『復社紀略』二

- (143) 黃宗羲『明儒學案』六一、吳氏小傳、溫睿臨『南疆逸史』三二、本傳等

- (144) 吳偉業『復社紀事』、周翰西『霜猿集』(二卷本)下卷

- (145) 『復社紀略』二

- (146) 復社の成員名簿(『復社紀略』吳翽『復社姓氏錄』吳應箕『復社姓氏』三書)と方志選舉との對照による。復社の名簿については『紀略』校本と併せ、科第等の注記を含む校録を發表する予定であったが、これも間にあわなかった。自ら遺憾とする所である。

- (147) 鄉會試の競争率については宮崎市定『科擧』(一九六三、中公新書)と狩野直喜『清朝の制度と文學』(一九八四、みすず書房)による。

- (148) この二書の數字はほぼ清末のものであるが、少なくとも會試について言えば、本文に見る如く明末にもほぼ妥當しよう。

- (149) 康熙『江南通志』三二、三三、康熙『畿輔通志』十七

- (150) 『亭林文集』一、生員論上

- (151) 杜登春『社事始末』、『國朝耆獻類徵初編』四一四、徐瑞星

- (152) 『社事始末』なお『社事始末』は吳偉業への攻撃を順治十年とするのに對し、馮其庸、葉君遠『吳梅村年譜』(一九九〇、江蘇古籍出版社)は『梅村家藏稿』五七、與子嘯疏により、順治十八年、奏銷案の後に繋げる。その理由は「偉業親歷其事、所記當不誤」というものであるが、これでは説得力に缺ける。奏銷案の後といえ、社事は壊滅状態となっており、「興學社事、大會虎丘」という句と全く符合せぬ一方、「社事始末」の敘述には何らの不自然もなく、ここは當然「社事始末」に従うべきである。

- (152) 『世祖實錄』順治十一年六月癸未、十二年三月庚寅、十三年九月辛未
 (153) 同前、順治十三年八月丁酉、同十二月乙酉、十四年三月甲寅、同十月
 庚午朔、同十二月壬申
 (154) 同前、順治十五年五月戊申
 (155) 『實錄』年終に記載される徵銀額による。
 (156) 曾羽王『乙酉筆記』(『清代日記彙抄』一九八二、上海人民出版社、二
 四頁)
 (157) 顧公燮『丹午筆記』(一九八五年江蘇古籍出版社) 五二、明季生員
 (又涵芬樓秘笈二集本『消夏閑記摘抄』中)
 (158) 王家禎『研堂見聞雜記』又『乙酉筆記』
 (159) 計六奇『明季北略』十八、無錫諸生逐令 なお無錫の拖欠については
 注(151)の上諭に「江南無錫等縣」と名指しされている。また康熙『無
 錫縣志』に據れば、龐昌胤の在任期間は崇禎十二至十四年、よってこ
 の事件は十四年のことと推定しうる。
 (160) 『丹午筆記』二三四、哭廟異聞
 (161) 『錫金識小錄』四、手搏諸生
 (162) 李清『三垣筆記』上、崇禎
 (163) 康熙『蘇州府志』四七、陳洪謐傳
 (164) 『閩世編』一、水利、三、建設、陳子龍『安雅堂稿』五、濠缺捍海石
 塘紀事序、七、金山衛重修儒學記、十五、松江府修築西倉城碑
 (165) 談遷『棗林雜俎』和集、降級
 (166) 馮夢龍『甲申紀事』二、紳士略 なお方氏の下獄については『閩世
 編』四、士風に「因韓城薛相國案內、中書舍人邑紳王陸彥詞連、被逮
 入都」とある。
 (167) 注(163)に同
 (168) 『明史』二五一、方岳貴傳、二五八、方士亮傳
 (169) 『社事始末』等 詳しくは小野和子「明末の結社に關する一考察
 (下)」(『史林』四五—三三、一九六二)を參照。
 (170) 『黃梨洲文集』(陳乃乾編、一九五九、中華書局) 錢忠介公傳
 (171) 『復社紀略』四

- (172) 『南吳舊話錄』二三、周勳貞、一人、『閩世編』八、文章 方岳貴を
 「師」と呼んだ例には陳子龍等輯『皇明經世文編』凡例(宋徵璧撰)、
 『安雅堂稿』五、濠缺捍海石塘紀事序等があり、「不失賢相」句は夏
 允彝『幸存錄』門戶雜誌に見え、甲申年における方氏を辯護したもの
 には『甲申紀事』二、紳士略、方氏の條に引く何剛の言がある。
 (173) 『高子未刻稿』四 なお小野和子「東林黨考(二)」(『東方學報』第五
 册、一九八三)を參照。
 (174) 『明儒學案』五八
 (175) 『復社紀略』一 なお謝國楨(『明末清初的學風』十二頁)は復社の
 もつ水平的人倫關係を「是極其值得注意的」と言っているが、全く同
 感を禁じえない。「友之爲義、備五倫之道焉」(張溥『七錄齋集』一、
 廣應社序)といった主張は甚だ危険なものである。この點、
 拙稿「復社の學」(『東洋史研究』四四—二、一九八五)を參照。
 (176) 『三垣筆記』上、崇禎
 (177) 文秉『甲乙事案』上、崇禎十七年八月、浙江東陽民亂
 (178) 張溥『七錄齋續刻』社籍序「孟樸既舉一社之人文、顯書而大刻之矣、
 又恐來者之日廣、而渙然無所麗也、先定其姓名以爲籍、而屬予存之」
 (179) 『三岡讖略』五、三吳風俗十六則(『蕙鄉贅筆』にも見ゆ)『錫金識小
 錄』一、邑紳
 (180) 佚名『吳城日記』上(版本與『丹午筆記』同)
 (181) 『世祖實錄』順治元年十二月庚申、二年閏六月癸巳、三年四月壬寅、
 四年三月丙辰
 (182) 同前、順治二年六月乙亥、同閏六月壬辰、三年三月壬戌
 (183) 同前、順治三年八月壬寅、同十月乙酉
 (184) 『三岡讖略』一、雜髮文「松民歸正後、下雜髮之令、李舍人爰有答髮
 文曰、維某年某月、李子將雜髮、……今天子聖德日新、富有萬方、一
 且稽古禮樂、創制顯庸、……我子其亦有意乎、於是諸髮無語、灑然而
 退、又明日李子髡焉」
 (185) 『歸莊集』(一九六二、中華書局) 一、隆武集、斷髮二首
 (186) 謝國楨「清初利用漢族地主集團所施行的統治政策」(『中國史研究』一

- 九八〇—四、又『明末清初的學風』引李燾『林屋洞稿』
- (187) 『丹午筆記』一二八、滑稽詩、『社事始末』
- (188) 姚廷遴『歷年記』(版本與『乙酉筆記』同)上、順治五年
- (189) 『吳城日記』
- (190) 拙稿「張氏顧亭林先生年譜補正」(岩見宏、谷口規矩雄編『明末清初期の研究』一九八九、京都大學人文科學研究所)
- (191) 『王煙客先生集』尺牘上、致陸鏡(一)、奉常公遺訓、分田完賦誌
- (192) 同前、奉常公遺訓、家訓「一、早完國課、方今田賦、功令最急、苟有逋懸、禍亦最重、此天下皆然、而江南爲甚、……當此春月開徵、先期賠墊、鬻田路絕、典貸無門、且頭緒多端、以赤手四應、剝肉醫瘡、良爲劇苦、然既有田在籍、雖骨枯髓竭、催科自難寬免、輸將豈容暫緩、……且有田供賦、固臣民通義、毋容逋緩、况吾家新登甲第、列在縉紳、而下同頑戶、觀聽亦甚不便」
- (193) 同前、奉常公遺訓、分田完賦誌、吳慶坻『蕉廊隱錄』七、太倉王西廬家書卷子
- (194) 『王煙客先生集』尺牘
- (195) 『吳城日記』中
- (196) 『研堂見聞雜記』
- (197) 『吳城日記』上
- (198) この語は陳文光『補未信編』(一、優禮紳士)徐棟『牧令書』(七、袁守定)といった官箴書にしばしば引かれる。
- (199) 康熙『蘇州府志』十八、職官三
- (200) 『閩世編』三、建設
- (201) 『世祖實錄』順治十二年十一月丁亥、十六年閏三月丁卯、十七年十一月戊寅
- (202) 注(199)に同
- (203) 『王煙客先生集』尺牘上、致金之俊(一)、致金世漢、同下、致張王治、致秦世禎
- (204) 吳光西『陸清獻公年譜定本』康熙十九年「十二月、……先生作先府君壻記、其略曰、……順治間、士子沿明季舊習、互相標榜、號曰某社某社、隨其初入簪序、未知其病也、府君每切戒之、舉海鹽吳忠節公(麟徵)之語以示曰、居官不入黨、秀才不入社、便有一半身分、此至言也、兒謹志之」
- (205) 蘇傳元『張楊園先生年譜』崇禎四年、七年各條
- (206) 『南吳舊話錄』二三、一人、朱鶴齡『愚庵小集』附錄、傳家質言
- (207) 全祖望『續甬上著舊詩集』二一、陸大行符
- (208) 『爲可堂初集文』一、謝友人招入社書(癸未作) この書は『明清之際黨社運動考』第十三章にも引かれている。
- (209) 王煥鑣『明遺民萬履安先生年譜』(『江蘇省立國學圖書館第五年刊』一九三三)順治十四年
- (210) 『孫徵君日譜錄存』二、順治七年四月十日「坐客談及朋友之義、宜勸勉、不宜標榜、……余曰、顧爾俊及之禍、實所自取、標榜與接引、此中正千里耳」同三、順治七年八月二日「友人問、如何是道學、曰、日用閒凡行一事、接一人、無有不當理中情之處、此所謂道也、即所謂學也、必待聚衆上坐開講、擬程擬朱、恐其名是而實非、道學之實不可無、道學之名正不必有」同八、順治十三年三月二十四日「神廟時、三儒講學京師、相戒不言朝政、……不知人之妬之者、只講學二字、便犯其忌、……儂嘗謂士大夫各務講學之實、不必立講學之名」
- (211) 『亭林文集』三、答原一公肅兩甥書、『亭林餘集』先妣王碩人行狀
- (212) 『亭林文集』一、生員論中
- (213) 同前、一、郡縣論五、一
- (214) 同前、一、郡縣論二、九
- (215) 同前、一、生員論、錢糧論
- (216) この點は小野和子「東林派とその政治思想」(『東方學報』二八冊、一九五八)同氏「黃宗羲の前半生」(同上三四冊、一九六四)に詳しい。
- (217) 拙稿「漢學の成立」(『東方學報』六一冊、一九八九)参照
- (218) 梁啓超『戊戌政變記』附錄二、湖南廣東情形
- (219) これは島田虔次「中國近世の主觀唯心論について」(『東方學報』二八冊、一九五八)が述べる所である。